

(案)

滋賀の教育大綱

(第3期滋賀県教育振興基本計画)

平成 年 月
滋 賀 県

「滋賀の教育大綱」の策定にあたって

私は、日々学ぶことはとても楽しいと感じています。特に、子どもたちには「わかった!」「できた!」という実感をどんどん経験してもらい、学ぶことの楽しさや、人と共感したり議論を交わしたりする充実感を味わってほしいと思っています。

教育は、私が特に力を入れている政策の1つです。私たち大人が、学ぶ楽しさを子どもたちに見せることで、滋賀で学ぶ子どもたちが、自ら進んで学ぼうとする力を身に付け、生涯にわたり学び続けながら生きる力を高めてもらいたいと考えています。

そのためにも、「滋賀での学び」を大切にしながら、子どもたちの学ぶ力の向上を図り、「夢と生きる力」を育む教育を進めたいと考えています。

現在、社会はめまぐるしく変化しています。人口減少・少子高齢化の進行、グローバル化と情報化の進展、また急速な技術革新による超スマート社会の到来など、あらゆる分野で大きく、早いスピードで変化しています。

あわせて、医療体制の充実、医学の進歩、生活水準の向上等により平均寿命は著しく伸び、人生100年時代を迎えるとも言われています。

このようななかで、今回策定した第3期滋賀県教育振興基本計画では、基本目標については、これまでの計画と同じく「未来を拓く心豊かでたくましい人づくり」としつつ、サブテーマについては、時代背景を踏まえて「人生100年を見据えた『共に生きる』滋賀の教育」としています。

私たちは今、大きな時代の変革期に立っています。これまでの常識が通用しないかもしれません。そのような時代を生きるためには、時代の変化をうまく読み解き、柔軟に対応できる力が必要です。

そのためには、個々の基礎的・基本的な知識・技能の定着を図るとともに、文章や情報を正確に読み解き理解する力、また相手の言葉やしぐさ、表情などから相手の考えや思いを読み解き理解する力などの「読み解く力」が必要になると考えています。

この「読み解く力」を育むことにより、これまで以上に確かな学力を身に付けることはもちろんのこと、AI（人工知能）にはない、人としての感受性とコミュニケーション能力の向上を図りながら、自らの力を生かして各方面で活躍できる人を、豊かな自然と、数々の歴史・文化に包まれ、多くの先人たちの知恵や教えを受け継いできたこの滋賀の地で育てたいと考えています。

今回策定する滋賀の教育大綱では、この「読み解く力」の育成に特に力を入れて取り組みたいと考えています。実施にあたっては、学ぶ側だけではなく、教える側も新しい知見や技術を取り入れてレベルアップを図りたいと考えています。

また、人生100年を見据え、それぞれの人生をより豊かに生きるためには、心身の健康を保つとともに、様々な人と出会いながら自分らしく生きがいを持って生きることが大切となります。

私は、常々「人は人の中で人となる」という考え方をとても大切にしており、人は人とつながり、共に学び、共に働き、共に生きることで成長し、喜びを分かち合うことができると考えています。もちろん、独りで書物やインターネット等から新たな知識と出会い、自らを高めることもできます。こうした一人ひとりの学び方を大切に、それぞれの個性と可能性を広げることができる滋賀を目指しており、あわせて、その学びや経験を地域や社会に生かすことが重要であると考えています。

さらに、生涯楽しく学び続けるため「読書」に焦点を当てた取組を行いたいと考えております。読書は、単に「読み解く力」を育むための基盤になるだけではなく、個人の視野を広げたり考え方を深めたりするためにも有効であると考えています。

未来にはたくさんの世界が広がり多くの可能性に満ちていると思っています。知らないことを知ることはとても楽しいことだと思います。未知の世界に触れ、いろんな景色を楽しんでほしいと思っています。

この大綱により、SDGsの視点を踏まえながら、「滋賀での学び」を通じて県民の皆さんの人生がより充実したものとなるよう、私が先頭に立って取り組みます。

最後に、第3期滋賀県教育振興基本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご協力を賜りました県民の皆様、関係各位に心より感謝申し上げます。

さあ、みなさん、いっしょにがんばりましょう！

滋賀県知事 三日月 大造

<大綱の位置付け>

- 教育基本法第17条第2項に基づき策定する「第3期滋賀県教育振興基本計画」を地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項に基づき策定する「滋賀の教育大綱」として位置付け、「大綱」と「計画」を一体的に策定するものであり、次の5年間で行う具体的な教育施策については、この「第3期滋賀県教育振興基本計画」によるものとします。

<計画期間>

- 2019年度から2023年度までの5年間とします。

第3期滋賀県教育振興基本計画

目次

1	はじめに	1
2	基本目標とサブテーマ	2
3	基本目標の達成に向けた基本的考え方	3
4	今後5年間に実施する施策の方向性と主な取組	5
	柱1 子ども一人ひとりの個性を大切にし、生きる力を育む.....	7
	柱2 社会全体で支え合い、子どもを育む.....	18
	柱3 すべての人が学び続け、共に生きるための生涯学習を振興する	21
5	施策の推進方法.....	25
6	数値目標	26

参考資料

1	滋賀の教育をめぐる現状について	35
2	第2期滋賀県教育振興基本計画 成果と課題	53
3	用語解説.....	65

1 はじめに

(1) 第3期教育振興基本計画策定の趣旨

社会情勢の変化を踏まえて滋賀の教育の一層の推進を図ります。

未来の滋賀を担う人を育てることは、変わることのない本県教育の大きな使命です。本県では、2009年度に第1期滋賀県教育振興基本計画を、2013年度に第2期滋賀県教育振興基本計画を策定し、「未来を拓く心豊かでたくましい人づくり」を基本目標として教育施策を総合的に推進してきました。

現在、人口減少・少子高齢化の進行、グローバル化*と情報化の進展、急速な技術革新による超スマート社会*(Society5.0)の到来など、社会情勢はあらゆる分野で大きく、早いスピードで変化しています。また、医療体制の充実、医学の進歩、生活水準の向上等により平均寿命は著しく伸び、他の国々に先駆けて超高齢社会に突入しました。「日本では、2007年に生まれた子どもの半数が107歳より長く生きる」との研究成果が報告されるなど、人生100年の時代を迎えると言われている中、より豊かに生きるためには、生涯にわたって学び、自分らしく生きがいをもって活動し続けることが重要になると考えられます。

こうした社会情勢のもとで、滋賀の教育の一層の推進を図るため、2018年6月に閣議決定された国の教育振興基本計画を参酌しつつ、「第3期滋賀県教育振興基本計画」を策定し、実行していくこととします。

(2) 教育振興基本計画の位置付け

滋賀県基本構想に基づき、教育の総合的かつ体系的な施策を示します。

- ・教育基本法第17条第2項に規定される地方公共団体の定める「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」とします。
- ・「滋賀県基本構想」を上位計画とする中期計画とします。
- ・本県における教育分野に関する施策を総合的かつ体系的に構築します。
- ・本計画において取り扱う「教育」は、家庭教育、学校教育、社会教育に、場所・時期にかかわらない各個人の生涯学習を含みます。
- ・計画期間は、2019年度から2023年度までの5年間とします。

(3) SDGs*の視点の活用

SDGs*の視点を生かします。

- ・本計画では、将来にわたり持続可能な社会の実現に資するため、全ての人に質の高い教育を提供し、施策の随所で琵琶湖や河川等の生態系の保護、働き方改革による生産的な雇用等、SDGs*（持続可能な開発目標 Sustainable Development Goals）の視点を生かします。

※ 文章中の*印のある用語は、巻末（65ページ以降）に解説を掲載しています。

2 基本目標とサブテーマ

未来を拓く心豊かでたくましい人づくり

～人生 100 年を見据えた「共に生きる」滋賀の教育～

(1) 基本目標：未来を拓く心豊かでたくましい人づくり

本県ではこれまで、「未来を拓く心豊かでたくましい人づくり」を教育の基本目標として確かな学力、豊かな人間性や社会性、自ら未来を切り拓いていくことのできるたくましさなどを育むことに取り組んできました。

この基本目標は、将来、急速な社会情勢の変化の中で遭遇するこれまでに経験したことのない課題を、たくましさとその中に優しさを持ちながら、新たな価値観や行動を生み出すことにより解決し、未来を拓き、よりよい社会を築いていける人づくりを目指すものであり、これからも引き続き取り組むことが求められています。

このため、第3期計画においても、第1期、第2期計画同様、基本目標として「未来を拓く心豊かでたくましい人づくり」を引き継ぎ、「夢と生きる力」を育んでいきます。

(2) サブテーマ：人生 100 年を見据えた「共に生きる」滋賀の教育

自らの個性を大切にしながら人生 100 年をより豊かに生きていくためには、多様な人と交わりながら、生涯を通じて多くのことを学んでいく必要があります。また、その学びにおいては企業や大学なども含めた地域の理解と協力を得つつ、その学びの成果を地域に生かしていくことで、地域とのつながりを深め、教育の充実と地域の活性化がよい循環を生み出すようにすることが重要となってきます。そのことを踏まえ、～人生 100 年を見据えた「共に生きる」滋賀の教育～をサブテーマとして定めます。

3 基本目標の達成に向けた基本的考え方

本計画においては、次の視点を大切にしながら施策を進めることにより、基本目標の達成に向けて取り組みます。

(1) 滋賀らしさを生かした学び

本県は母なる琵琶湖を田園、山並みなどが取り巻く豊かな自然に恵まれ、自然と共生する文化が育まれてきました。また、古くは都が置かれ、交通の要衝であったことなどから幾度も歴史の表舞台に立ち、多くの文化財を有しています。

こうした中で、「滋賀ならではの学び」として、これらの自然、歴史・文化等を大切にする学びや、地域、企業等と連携した学びにより、地域に誇りと愛着をもち、主体的に地域の課題を解決する行動力を育むことが大切です。

また、環境や一人ひとりを大切にする心など、これまで先人たちから引き継いできた思いは、現代にあっても環境保全活動や家庭・地域による福祉の実践などに息づいています。

こうした「近江の心」とも言うべき先人たちの思いを学ぶことで、ふるさと滋賀に誇りや愛着を持ち、自らも地域社会に貢献しようとする心を育みます。

＜滋賀ならではの学び＞

- ・豊かな自然（琵琶湖、川、山、田んぼ等）を大切にする学び
- ・多彩な歴史・文化（文化財、祭、芸術、郷土食等）を大切にする学び
- ・地域、企業等と連携した学び

＜近江の心＞

- ・先人たちの教えを引き継ぎ、未来につなぐことで、郷土への愛着と道徳性を育てます。

（主な教え）

- 中江藤樹先生の教えである「良知（生まれながらにして持っている美しい心）」の心
- 糸賀一雄先生の言葉である「この子らを世の光に」の考えにある一人ひとりを大切にする心
- 雨森芳洲先生の言葉である「互いに誠を持って交わろう」の考えにある異文化を理解する心
- 近江商人の経営の理念である「三方よし」の考えにある公の心
- 琵琶湖とともに生き、自然環境を大切にする心

など、それぞれの地域で受け継がれ大切にされてきた先人の心を大切にします。

(2) 人生 100 年を見据えた学び

人生 100 年をより豊かに生きるためには、一人ひとりが「夢」を持ち、その実現に向け努力することが大切です。実現に向け様々な困難が予想されますが、その困難を乗り越えるためには、課題を解決できる能力（生きる力）を高めることが必要となります。

また、「人生 100 年の学び」という時間軸でとらえると、学校での学びは人生の 1 / 5 程度に過ぎず、学校を卒業したあとの学びが重要です。

このため、「家庭教育」、「学校教育」とあわせて、生涯を通じた「生涯学習」への取組が大切となります。

子どもから大人までの学びを考える上で、まずは、それぞれが基礎的な知識・技能を修得し、自らの能力を高めていくことが大切ですが、同時に、個人で解決できることには限界があるため、「人與人」、「人と地域」とのつながりにより、それぞれが助け合いながら生きることが重要となります。

人口減少や少子高齢化、地域とのつながりの希薄化などの時代背景を踏まえると、これまで以上に家庭や職場だけではなく、地域とのつながりが重要です。

このため、人生 100 年の学びを考える上で、地域への誇りや愛着を育み、地域とのつながりや連携を図りながら、様々なステージにおいて「人與人」、「人と地域」が「共に生きる」ことが大切となります。

このように本計画では、基本目標の達成に向け、「滋賀らしさを生かした学び」を大切にし、また、一人ひとりの人生 100 年を見据えた学びの中で「人與人」、「人と地域」が共に連携し、地域への誇りや愛着を深めていきます。

そのことにより、地域が活性化し、また、滋賀で育った人材が様々な場所・分野で活躍できるよう取り組んでいきます。

4 今後5年間に実施する施策の方向性と主な取組

3つの柱を設け、施策の総合的な推進を図ります。

「滋賀らしさ」を大切にしつつ3つの柱を設け、それぞれの柱を相互に連携させることにより総合的な推進を図ります。

3つの柱の構成については、「共に生きる」をキーワードに、柱1、柱2において、「家庭教育」、「学校教育」を基礎に子どもを育み、柱3では、人生100年を見据え主に学校教育を終えた人たちが自発的に学び、自己の能力を高める「生涯学習」の取組を推進していくこととします。

柱1 「子ども一人ひとりの個性を大切にし、生きる力を育む」

柱2 「社会全体で支え合い、子どもを育む」

柱3 「すべての人が学び続け、共に生きるための生涯学習を振興する」

柱1 「子ども一人ひとりの個性を大切にし、生きる力を育む」

本県の子どもは、基礎的・基本的な知識・技能の定着や文章の趣旨を把握したり、表・グラフから必要な情報を取り出すこと、また根拠を明確にして自分の考えを説明することなどに課題がみられるところです。

このため、まずは、「学ぶ力」を高めることが重要であり、しなやかに対応できる力等を育成することが必要です。

あわせて、多様な人とつながることのできる「豊かな心」や生涯にわたり健康な生活を送るための「健やかな体」を育むとともに、情報活用能力の育成など社会情勢の変化を踏まえた諸課題に取り組めます。

また、教職員の指導力向上や働き方改革にも取り組めます。

柱2 「社会全体で支え合い、子どもを育む」

地域のつながりの希薄化や家庭環境の多様化などにより、家庭教育を行ううえで様々な課題が指摘されています。

家庭教育は全ての教育の出発点であることから、親の学びの機会や交流の場づくりを充実させることにより地域全体で家庭教育を支え、家庭の教育力の向上を図ります。

また、地域と学校との連携協働活動を充実させることにより、地域の力を生かした取組を強化し、子どもの育ちを支えるとともに、安全・安心の確保に取り組めます。

さらに、教育費の負担軽減のほか早期の段階で経済的支援等の福祉制度につなげるなど、福祉部門と教育委員会・学校等との連携強化を図ります。

柱3 「すべての人が学び続け、共に生きるための生涯学習を振興する」

人生100年を見据えたライフサイクルの中で豊かな人生を送るためには、学校等で身に付けた資質・能力をもとに、社会に出てからも生涯にわたって自ら学習し、自己の能力を高め、働くことや地域や社会の課題解決のために活動することが重要となります。

そのため、学校以外の場においても様々な学ぶ機会を設け、県民の柔軟で多様な生き方に対応していきます。

また、本県では生涯学習への関心が高い一方で、学びの成果を地域づくりに十分生かせていないという状況にあることから、個人の知識や技術習得にとどまらず、学んだ成果を地域社会の持続的発展に生かすことができる環境づくりに取り組みます。あわせて、滋賀ならではの学習の推進、スポーツに取り組む機会づくりや読書習慣の定着に取り組めます。

(1) 確かな学力を育む

新学習指導要領の求める教育の理念に基づき、一人ひとりの基礎的・基本的な知識・技能の定着を図り、文章や対話などから「読み解く力」を社会で生きていくために必要な力と位置付け、身に付けた知識・技能を活用して課題を解決する力を育みます。また、全ての子どもが質の高い授業・保育を受けられるよう、学校・園等において組織的な取組を推進します。

<主な取組>

(学ぶ力の向上)

- ◆ 自ら進んで課題に向き合い、仲間とのつながりを大切にしながら学ぶ力を育みます。また、確かな学力の基盤となる学習習慣を身に付けるため、各学校・園、家庭、地域が一丸となり、社会全体で力を合わせて子ども一人ひとりの学ぶ力の向上に取り組みます。

(基礎的・基本的な知識および技能の充実・定着)

- ◆ 生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、授業において子ども一人ひとりの学習状況を的確に把握し、自力で解決できるよう適切に指導を行い、基礎的・基本的な知識および技能が確実に習得できるように努めます。
- ◆ 子ども一人ひとりが学びを振り返り、理解しないまま次の学習に進むことがないようにするため、各校の状況に応じて、放課後・長期休業等を活用して、学習の補充・支援に取り組みます。
- ◆ 「家庭学習の手引き」などの活用を通じて、子どもの学習方法や学習状況を学校と家庭が共有し、子どもの学びが定着するよう家庭学習の推進に取り組みます。また、宿題の出し方や内容を工夫しながら、学校での学びを踏まえた家庭学習が進められるようにします。

(読み解く力の育成)

- ◆ 文章や情報を正確に読み解き、相手の言葉や表情、しぐさから、相手の考えや意図を読み解く力を育むことにより獲得した知識・技能を用いて課題を解決する力の育成を目指します。
- ◆ 子どもが読書を通じて豊かな語彙を獲得し、多くの知識に触れ、情緒や豊かな想像力を育むことで「読み解く力」の基礎となる言語能力を身に付けられるように、就学前からの読書習慣の定着を支援し、子どもの読書活動の充実を図ります。
- ◆ 子どもが意欲的に学べる学級・集団づくりや、学校図書館の活用など、学校や家庭、地域において、様々な人々とのやりとりを通して、子どもが自分の考えを広げ深める力を育てる環境づくりを支援します。

(コミュニケーション能力の育成)

- ◆ 国語科や英語科における言葉の学習をはじめとして、あらゆる教育活動において、相

手の立場に立って互いを理解したり、自分の気持ちや考えを適切に伝えたりすることができる力を育成します。

- ◆ 子どもが授業で学習した英語を実際に使ったり、外国人や外国の文化に接したりする機会を設定し、子どもの英語によるコミュニケーション能力を育成するとともに、異文化に対する理解を促します。
- ◆ グローバルな視点を持って活躍する人材を育てるため、国内外において英語で積極的に自らの考えを発信し、適切にコミュニケーションを図る力の向上に取り組みます。

（主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善）

- ◆ 子どもが学ぶことに興味や関心をもち、子どもが自分の将来のことや実生活と関連付けながら、粘り強く取り組み、学習活動を振り返って手ごたえを積み重ね、次の学習への興味や関心につなげることができる「主体的な学び」を実現します。
- ◆ 子ども同士の話し合い活動などを通して、自分の考えを広げ深める「対話的な学び」を実現します。
- ◆ 身に付けた知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を整理して自分の考えを形成し、課題の解決策を考えたりする「深い学び」を実現します。

（校内研究の活性化による組織的な授業改善）

- ◆ 学校内の研究主任等を核とした授業研究体制をより一層充実・活性化し、全ての教員の授業力の向上を目指します。
- ◆ 県教育委員会と市町教育委員会が協力して各学校の授業研究会に指導主事*を派遣し、指導、助言を行うことにより、学校内の研修の充実を図るとともに、全ての教員が指導の重点を共有できるよう組織的な授業改善を支援します。
- ◆ 学校内において経験豊かな教員から若手教員に対する助言や、同僚同士の学び合いといったOJTを計画的に実施し、全ての教員の指導力を高めます。

（子ども一人ひとりの学びを見取る学習評価の充実）

- ◆ 授業での学びを通して、子どもにどういった力が身に付いたかという学習の成果を的確に把握し、次の指導に生かすように努めます。
- ◆ 子ども一人ひとりの学びの状況を的確に把握し、学年を越えて関係教員が子ども一人ひとりのよさや課題を共有しながら指導に生かすように努めます。

（子どもがのびのびと学習できる環境づくり）

- ◆ 子どもが自分の考えや意見をのびのび表現できる学習環境となるよう、授業中のきまりを徹底し、子どもの豊かな人間関係を育むように努めます。

（各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメント*の実施）

- ◆ 各学校において子どもの姿や地域の現状等に基づき、教科を越えて必要な学習内容を組み合わせて教育課程を編成し、実施します。あわせて、教育課程の実施状況の評価を踏まえて改善を図り、地域の人材や資源等も活用しながら、質の高い授業をつくります。

（系統的な教育の推進）

- ◆ 幼児教育と小学校教育との円滑な接続を目指した教育課程の編成と実施を図り、小学校での学びの基礎となる力を幼児教育で育み、幼児教育で育まれた力を小学校でよりよく伸ばします。

また、小学校から中学校へ、中学校から高等学校へも円滑に接続できるよう教員が相互に授業参観や情報交換をするなど、緊密な連携を図ります。

- ◆ 教科の特性や地域の状況を踏まえ、小学校の教員が中学校で、中学校の教員が小学校で授業を行うことにより、子どもの理解を深め、より効果的な教科指導に努めながら小中学校間の連携を推進します。
- ◆ 各小学校の実情に合わせて、子どもの質の高い学びを実現するため、高学年における教科の専門性を生かした教科担任制による授業を進めていきます。
- ◆ 科学技術や理科・数学、ものづくり等に対する子どもの関心・意欲を高め、スーパーサイエンスハイスクールなど先進的な理数教育の取組を推進することで、意欲のある子どもの創造性を伸ばします。

（きめ細かな指導の充実）

- ◆ 少人数学級編制や少人数指導等の利点を生かし、自分の考えを発表する機会や話し合い活動の機会を増やすとともに、一人ひとりの学びを丁寧に見取り、理解の程度や習熟の程度に応じたきめ細かな指導の充実を図ります。

（帰国・外国人児童生徒に対する支援）

- ◆ 日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒に対して、一人ひとりの状況に応じた個別の指導計画を作成し、適切な日本語指導や母語支援、生活適応指導等に取り組み、日本語能力の速やかな習得と日本の生活への円滑な適応を図っていきます。

（ＩＣＴ*を活用した学習活動の充実）

- ◆ 効果的に授業のねらいを達成し、わかりやすい授業を実現するため、タブレット型ＰＣや大型提示装置等のＩＣＴ*機器の活用方法や教材の作成について教員研修を進めます。

（２）豊かな心を育む

全ての子どもにとって居場所のある学級・学校づくり等を進める中で、先人から受け継いだ「近江の心」に学びながら豊かな道徳性や社会性・創造性を培い、互いの人権を尊重し、多様な人と共に生きていこうとする心と態度を育みます。

＜主な取組＞

（子どもの自尊感情*の育成）

- ◆ 一人ひとりを大切に「授業づくり」、「仲間づくり」、「環境づくり」を通して、自尊感情*を高めます。特に、困難な状況にある子どもについては、関係機関等と連携し

た支援の充実を図ります。

- ◆ 子ども同士や大人との関わり合いを通して、子ども自らが人と関わることの喜びや大切さに気づき、ちがいを認め合うことのできる集団づくりを推進します。

（道徳教育の推進）

- ◆ 子どもの生命を大切にすると心や思いやりの心、郷土を愛する心等を育むため、教育活動全体を通じた道徳教育を計画的に推進します。そのため、各校において校長のリーダーシップのもと、道徳教育推進教師*を中心とした指導体制を確立します。

（人権教育の推進）

- ◆ 人権についての正しい理解を深めるため、差別の不合理性を認識し、人権獲得の歴史と生きざまに学ぶ人権学習を充実させます。
- ◆ 課題解決に向けた実践的態度を育成するため、「参加・協力・体験」的な学びを通して、主体的に多様な人とつながっていけるよう授業改善に取り組みます。
- ◆ 子どもが日常的に人権感覚を高めていくために、指導力の向上を図る研修や日々の実践研究を通して、教職員自身の人権感覚を高めます。

（文化芸術活動の充実）

- ◆ 子どもが滋賀ならではの質の高い文化芸術に触れ、豊かな心や感受性を育むため、びわ湖ホールを活用した「ホールの子」事業や近代美術館の学芸員による「美術館地域連携プログラム」の充実を図ります。
- ◆ 第39回全国高等学校総合文化祭（「2015 滋賀 びわこ総文」）の成果を受け継ぎ、文化部活動の一層の充実を図ることで、文化芸術活動を通して創造性や感性を磨き、豊かな人間性を育みます。

（いじめへの対応の徹底）

- ◆ いじめを許さない学校づくりに向けて、子どもが互いのことを認め合い、心のつながりを感じることができるよう、子ども自らが主体的に取り組む活動を推進します。
- ◆ いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであるという認識のもと、国や市町、関係機関と連携して、いじめ問題に総合的な対策を講じます。また、学校は、「子どもの目線」に立ったいじめの把握と組織的かつ迅速な対応によるいじめの解消に努めます。
- ◆ 子どもを守り育てる環境をつくるため、家庭、地域、警察や福祉等の関係機関、スクールカウンセラー*やスクールソーシャルワーカー*等の専門家などと緊密に連携し、社会総がかりでいじめ問題に取り組めます。

（3）健やかな体を育む

生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現していけるように、発達段階に応じた運動や遊び、学校体育の充実等により運動習慣の確立を図ります。

また、子どもの望ましい食習慣の習得に向けた食育や生活習慣の改善、向上を図る保健

教育を推進します。

＜主な取組＞

（体力の向上と運動習慣の確立）

- ◆ 体育と保健の一層の関連を図り、各学校の課題を踏まえた具体的な目標を設定し、学校全体の課題として取り組んでいけるように、小学校では「子どもの体力向上プラン」、中学校では「PDCAシート」を作成し、発達段階に応じた体力向上策に取り組みます。特に、小学校では「健やかタイム*」の充実に努めるとともに、県域で取り組む「チャレンジランキング*」を推進するなど、子どもの自主的な運動習慣の確立を図ります。
- ◆ 「体育が苦手な児童生徒のための授業づくり」や教員を対象とした研修会の実施、各校種で研究校を指定し、教員の資質向上に向けた研究を進めるなど、子どもが主体的に体力づくりに取り組める授業改善を進めます。

（運動部活動の適切な指導と運営）

- ◆ 部活動は学校教育の一環として行われ、生徒の多様な学びの場として教育的意義が大きく、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むことが大切であることから、各学校の実情や発育発達段階に応じた適切な指導を推進するとともに、適切な活動時間を設定して、安全に配慮し、健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むためのバランスのとれた運営に努めます。
- また、必要に応じて外部指導者を活用し、部活動指導体制の充実を図ります。

（健康課題への対応）

- ◆ 複雑化・多様化する子どもが抱える現代的な健康課題については、より専門的な視点での対応が必要であるため、学校保健関係者を対象とした学校保健、メンタルヘルス、がん教育、感染症対策等にかかる研修会等を、医療機関をはじめとした関係機関と連携して実施し、学校の実態や地域の特色を踏まえた組織的な学校保健活動の推進を図ります。

（食育の推進）

- ◆ 子どもの食の自己管理能力や望ましい食習慣の習得に向けて各学校で作成した「食に関する指導の全体計画」に基づき、学校教育活動全体で食育を推進します。また、子どもの生活習慣の改善・向上を図るため、食に関する指導教材等の教材を活用した指導を周知し、学校と家庭、地域が連携した取組を推進します。
- ◆ 栄養教諭等と学級担任、教科担任が連携した教科等における食に関する指導の一層の充実を図るため、食育推進の中核となる栄養教諭等を対象にした研修会を実施し、資質向上に取り組みます。
- ◆ 安全・安心で栄養バランスのとれた豊かな食事を提供するとともに、学校給食の献立に教科等で扱う教材・食材や地場産物を活用したり、地域の郷土食や行事食を提供したりする等、学校給食を「生きた教材」とした食育を進めます。

(4) 特別支援教育の推進

「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン（実施プラン）」に基づき、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学べるインクルーシブ教育システム*の構築を進めます。

障害のある子どもの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を克服するための適切な指導と必要な支援を行います。

多様な学びの場の整備を進めるなど、一人ひとりの障害に応じた望ましい学びの場が柔軟に選択できる環境を実現します。

<主な取組>

（切れ目のない指導・支援）

- ◆ 障害のある子どもの教育的ニーズに応じて、就学前から高等学校段階まで切れ目のない指導・支援を行うため、学校園間の円滑な引継ぎを進めます。

小・中・高等学校における個別の指導計画および個別の教育支援計画の作成と利活用を一層進めます。

（多様な学びの場の整備）

- ◆ 障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶための仕組みづくりを進めるため、合理的配慮の提供を行うとともに、「副次的な学籍」制度*の導入、特別支援学校の分教室や高等養護学校など、多様な学びの場の整備を進めます。

また、様々な障害種別や子どもの教育的ニーズに対応できる体制づくり、学校間連携を推進します。

（就学先の選択と相談）

- ◆ 子ども一人ひとりの障害に応じた望ましい学びの場が柔軟に選択できるよう、必要な支援を行います。
- ◆ 就学先の選択に関して、望ましい就学相談システムを構築するとともに、就学相談関係者の専門性の向上を図り、必要な相談・助言を進めます。

（専門性の向上）

- ◆ 幼稚園、小・中・高等学校に在籍する子どもの障害の状態や教育的ニーズに応じた指導を充実させるため、教員の特別支援教育に関する研修を進めます。

（特別支援学校の機能の充実）

- ◆ 県立特別支援学校にあっては、子ども一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を進め、持てる能力の伸長を図り、教科等の指導や作業学習など自立と社会参加に向けた教育活動を充実します。
- ◆ 県立特別支援学校が多様な学びの場における特別支援教育の推進・充実に役立てるセンターとなるよう、その専門性を高め、関係機関との連携を推進しながらセンター的機能を発揮します。

(5) 情報活用能力の育成

コンピュータ等を適切に用いて情報を得たり、問題を発見・解決したり、自分の考えを形成し、発信・伝達する能力を高め、将来の予測が難しい社会において、主体的に新たな価値を創造する能力の育成を目指します。

＜主な取組＞

（プログラミング教育の推進）

- ◆ 小学校におけるプログラミングの体験、中学校におけるネットワークを利用した学習活動、そして高等学校でのプログラミング教育の優れた指導事例を共有して教員の授業改善を支援することで、子どもが課題に対して論理的に考え、対応していく能力の育成を図ります。

（コンピュータ等や教材・教具の活用の推進）

- ◆ コンピュータ等のICT*機器に関する環境整備を促進し、これらを活用した学習活動の充実を図ります。また、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材などの活用を図ることにより、子どもの情報活用能力の育成を目指します。

(6) 滋賀ならではの本物体験・感動体験の推進

滋賀ならではの本物体験や感動体験を通して、仲間とのつながりを実感できる活動を計画的に推進し、実践的な環境教育を充実させることで、主体的に行動できる力の育成を目指します。

＜主な取組＞

（体験活動の充実）

- ◆ 2018 年度に就航した学習船「うみのこ」を活用した宿泊体験学習や、森林体験学習「やまのこ」、エディブル・スクールヤード*の理念に通じる農業体験学習「たんぼのこ」を推進します。

さらに、これらの体験学習の事前や事後の学習を充実させ、体験学習と教科等の学習とを連動させることで、主体的で深い学びを実現します。

（環境教育の推進）

- ◆ 郷土への愛着や地域に貢献しようとする近江の心を育むため、地域のよさを子どもに伝えるための「地域資源」を取り入れた環境教育を意図的・計画的に推進します。
そのため、小・中・県立学校教員が参加する「しが環境教育研究協議会」において、「地域資源」をキーワードとした環境学習プログラムの体験や作成の研修を行います。

(7) 多様な進路・就労の実現に向けた教育の推進

社会人・職業人として自立できるようにするため、発達段階に応じた系統的なキャリア教育*を展開し、体験活動や外部人材の活用等、地域や家庭、産業界と連携・協働した取組を推進します。

また、特別支援学校における、子ども一人ひとりの「働きたい」という意欲を高め、社会的自立を目指した教育のあり方について検討を進めます。

＜主な取組＞

（体系的・系統的なキャリア教育*の推進）

- ◆ 子ども一人ひとりが、将来の社会的・職業的自立を目指し、自己の将来を設計できるようにするため、基盤となる自身の自己有用感を育み、職業や働くことへの関心を高め、勤労観・職業観等の形成を図るとともに、生涯にわたるキャリア形成に必要な能力や態度を育成します。
- ◆ 教科・科目、総合的な学習の時間、特別活動等をはじめ教育活動全体を通じて各学校段階に応じた体系的・系統的なキャリア教育*を進めます。小学校では社会見学や滋賀ならではの体験活動、中学校では「中学生チャレンジウィーク*」を実施します。さらに高等学校では地元企業と連携したインターンシップ*などの体験を重視した活動を行います。
- ◆ 学校ごとに育成しようとする能力や態度の目標を定め、適切に評価を行い、学校や地域の状況に応じたキャリア教育*を推進します。また、外部人材を活用する取組の充実を図り、地域の人々と地域課題を解決する協働した取組等を推進します。
- ◆ 職業教育においては、社会の変化や産業の動向に対応できる資質や能力を育成します。また、産業界および地域の企業等と連携しながら、高度な専門的知識、技能、能力や態度を身に付けた滋賀の産業を支える職業人を育成する取組の充実を図ります。

（高等教育機関を生かす取組の推進）

- ◆ 高等学校教育の活性化を図るため、「知」の資源である大学を活用し、高等学校の生徒や教員を対象としたセミナー等を開催することで、学問への知的好奇心を喚起するとともに、適切な進路選択につなげられるようにします。また、大学の研究者の知見も生かして高等学校の授業改善やカリキュラム・マネジメント*を進めます。

（障害のある子どものキャリア教育*の充実）

- ◆ 障害のある子どもの自己肯定感を高めるとともに、自分らしい生き方を実現できるよう、早期の段階から卒業後を見通した指導と支援を行うなど、将来の進路や社会的・職業的自立を見据えたキャリア教育*を充実します。
- ◆ 特別支援学校高等部生徒の就労意欲を高め、働くことに必要な専門的な技能や実践力を身に付けることができるようにするため、企業等の知見を生かしながら授業の改善を図り、「しがしごと検定*」や企業等での就業体験の充実を図ります。また、学校卒業後の職業的自立と社会参加に向けたキャリア教育*の充実を進めます。

（関係機関と連携した総合的な支援の推進）

- ◆ それぞれの障害に応じた社会参加ができるよう、関係機関と連携した切れ目のない支援を目指します。
- ◆ 学校から働く場への円滑な接続等を支援するため、教育、福祉、労働の各部局の横断

的な連携を強化するとともに、労働局（ハローワーク）や滋賀障害者職業センターなど、障害のある人の就労を支援する機関との連携を推進し、障害のある子どもの就労に関する情報の共有化を図るなどして就労とその定着の支援を充実します。

- ◆ 「しがしごと応援団*」への登録を推進するなどにより、就労先企業および現場実習先企業の一層の開拓を図るとともに、企業等に対して障害者への理解を深め、雇用の促進や就業上の配慮の拡大を図るように働きかけていきます。

（８）教職員の教育力を高める

子どもの力を引き出し、「夢と生きる力」を育むため、県内大学との連携等により研修・研究内容を充実させ、教職員の指導力向上を目指します。また、優秀で意欲のある人材の確保と適切な人事管理を推進します。

あわせて、教職員の健康管理や働き方改革等に取り組み、教職員が誇りや情熱を持ち続け、学習指導や生徒指導等に集中し、健康でいきいきと勤務することのできる職場環境の実現を目指します。

＜主な取組＞

（子どもの力を引き出し伸ばす教職員の実践力の向上）

- ◆ 「滋賀県教員のキャリアステージにおける人材育成指標」に基づき、教職員の資質・能力の向上を目指す研修の充実を図ります。
- ◆ 教職員のファシリテーション*力や地域学校協働活動の推進のためのコミュニケーション力の向上など、喫緊の教育課題に対応するための研修内容を取り入れつつ、学び続ける教職員の育成を図ります。
- ◆ 子どもの基礎的・基本的な知識および技能の確実な習得とともに、主体的・対話的で深い学びにつながる学習・指導方法の不断の改善を図るために、教員の授業力を高める研修を推進します。
- ◆ 全ての教職員が障害のある子どもの教育についての知識を深め、多様な教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を行えるようにするため、「特別支援教育に係る研修」の充実を図ります。
- ◆ 先進的・先導的な研究や学校の実態に応じた授業支援の研究等、実践的な指導力の向上につながる研究事業を県内大学との連携等を通して推進します。

（人材の確保）

- ◆ 教員を志す強い意欲と情熱を持った大学生等を対象に「滋賀の教師塾*」を実施し、実践的な指導力を高め、使命感を持った滋賀の教育を担う人材の育成および確保に努めます。

（適材適所の教員配置）

- ◆ 教員一人ひとりの適性、担当教科、年齢等を考慮し、個々の持つ経験を生かし、能力が十分発揮できるようにするため、適材適所の配置に努め、学校組織の活性化を目指します。

（働き方改革の推進）

- ◆ 複雑化・多様化する子どもにかかわる課題への対応等、新たな教育的課題に適切に対応するため、子ども一人ひとりと向き合う時間を確保する必要があります。そのために、学校における働き方改革の実現に向け、「学校における働き方改革取組方針」・「学校における働き方改革取組計画」に基づいた取組を進めます。

（教職員の健康管理の推進）

- ◆ 教職員の疾病予防や早期発見、早期治療につなげるため、定期健康診断の結果による事後措置や健康相談を充実するとともに、長時間労働を行った教職員へは産業医による面接指導を行うなど、健康管理に努めます。あわせて、メンタルヘルス対策を推進するため、管理職等による声掛けや相談・支援等のラインケア*による未然防止に努めるとともに、長期休職者等の復職支援、各種相談事業の充実を図るほか、ストレスチェックによる研修等を通じて、職場環境の改善を進めます。

（9）子どもの育ちを支える就学前の教育・保育の充実

認定こども園や保育所等において、集団生活や遊びを通して子どもの基本的な生活習慣や社会性が育まれるよう、就学前の子どもの育ちの場を充実します。

＜主な取組＞

（保育所等整備）

- ◆ 各市町の子ども・子育て支援事業計画を踏まえ、潜在的な教育・保育ニーズを含めた必要量を定め、各市町における認定こども園等教育・保育施設*、家庭的保育事業等地域型保育事業*の計画的な整備・設置を支援します。

（人材の確保）

- ◆ 保育人材を確保するため、保育士養成校での就学の促進や保育士試験の受験の勧奨を推進するとともに、保育士・保育所支援センターを設置し、子育て等の理由により保育現場から離れている保育士資格保有者に対する求人情報の提供や、現場への円滑な復帰を支援するための研修などを実施します。

（10）私学教育の振興

公教育の一翼を担う私学教育の振興を図るため、私立学校の運営にかかる支援、私立学校に修学する子どもの保護者の経済的負担の軽減等を行います。

＜主な取組＞

（私立学校運営の安定化）

- ◆ 私立学校の経営の健全化と保護者の経済的負担の軽減を図るため、私立学校の人件費等経常的経費に対して助成を行います。

- ◆ 建学の精神に基づいた魅力ある学校づくりを支援するため、特色ある取組を行う私立学校に対して助成金を重点的に配分します。

（私立高等学校に在籍する生徒の保護者の経済的負担軽減）

- ◆ 県内の私立高等学校に在籍する子どもの保護者の経済的負担の軽減を図るため、私立高等学校が保護者の所得に応じて授業料を減免した場合に助成を行います。

(1) 家庭や地域と学校との連携・協働活動の充実

近江の心が根付いた地域の教育力を生かし、幅広く地域と学校との連携・協働による取組が充実するよう、コミュニティ・スクール*の導入をはじめ、組織的で持続可能な体制づくりを進め、社会全体で子どもの育ちを支える環境を整えます。

<主な取組>

(コミュニティ・スクール* (学校運営協議会制度*) の導入推進)

- ◆ 学校と地域が目指すべき教育のビジョンや課題・情報等を共有し、連携・協働により子どもの育ちを支えるため、市町や県立学校におけるコミュニティ・スクール*の導入を推進します。そのため、地域の実情や学校種の特性を踏まえた系統立てた研修、好事例の発信、専門的な知見を有するアドバイザーの派遣等を進めます。

(持続可能な地域学校協働活動*の展開)

- ◆ 地域学校協働活動*について、幅広い地域住民の参画を得て取組の持続可能性を高めつつ、その内容が地域と学校の双方向による「連携・協働」に深化するよう、地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員*の配置を促進するとともに、地域学校協働本部*を中心として、放課後子ども教室等における学習支援や体験活動、居場所づくりが総合的に進められるように支援します。

(「しが学校支援センター」による連携授業の活用促進)

- ◆ 企業や団体等が学校において連携授業を行う仕組みである「しが学校支援センター」について、活用事例の体系的な整理や発信を行うとともに、各校の地域連携担当者の研修等を通じて、効果的な連携授業が広く県内で行われるように促進します。

(不登校の子どもへの支援体制の充実)

- ◆ 不登校の子どもが社会的自立に向けて自らの進路を主体的に形成することができるよう、課題や背景を学校・園(所)、関係機関が共有しながら支援できる連携体制の充実を図ります。

(2) 子どもの安全・安心の確保

子どもが、様々な自然災害や事件・事故の被害に遭わないようにするため、防災・防犯教育の充実や教育施設等の整備に加え、地域や関係機関との連携・協働により子どもの安全・安心の確保に取り組みます。

<主な取組>

(学校安全体制の整備の推進)

- ◆ スクールガード*等の見守りボランティアや警察と連携した子どもの見守り体制の充実など、各学校と地域や関係機関の協力による通学路の交通安全・防犯体制の構築を図

ります。

- ◆ 学校防災教育コーディネーター*を対象とした講習会等を実施し、学校防災教育コーディネーター*が学校防災委員会*の運営を行い、消防署や市町防災担当部局等の学校防災教育アドバイザー*からの指導を受けて教職員研修や防災教育を効果的に実施するなど、各学校の防災管理や防災教育の中核としての役割を果たすことができるよう、その資質の向上に取り組めます。

（子どもが自ら命を守る力を身に付ける教育の推進）

- ◆ 日常生活の中に潜む様々な危険を子ども自身が予測し、回避できる力や、授業中だけでなく、休み時間や登下校中等にも自然災害等に遭遇することを想定し、自ら対処できる力等、発達段階に応じた災害への対応力を身に付けられるよう安全教育に取り組めます。
- ◆ 特に、中学生や高校生に対しては、災害発生時には自分の命を守るだけでなく、まわりの人々に目を向け、助けられるような自助・共助の精神の育成を図ります。

（教職員の危機管理能力の向上）

- ◆ アレルギー対応、熱中症対応等、子どもの緊急時に対処できるようにするため、AEDの使用を含む救命救急法等についての教職員研修に取り組めます。
- ◆ 全ての教職員が学校の設置場所における災害リスクを把握し、想定される様々な災害に対処するための学校防災マニュアルを整備するとともに、マニュアルに基づいた避難訓練を実施し、安全対策の改善を行えるよう、教職員の危機意識やスキルの向上に取り組めます。
- ◆ 大規模災害発生時は、学校は地域の避難所となることから、避難所の開設を想定した教職員研修にも取り組めます。

（3）家庭の教育力の向上

地域のつながりの希薄化や家庭環境の多様化が進む中、子どもの育ちの基礎となる家庭教育を地域全体で支えるため、子育て支援とも連携した体制づくりを進めながら、親としての学びの機会や交流の場づくり等を充実させ、安心して子育てができる環境を整えます。

＜主な取組＞

（家庭教育の重要性に関する啓発活動の充実）

- ◆ 「早寝・早起き・朝ごはん」などの子どもの生活習慣づくりや、家庭における学習・読書習慣の定着、子どもの自尊感情*や自制心、意欲などを高めるような親のかかわり方の重要性について、子育て支援の取組やPTA、企業等と連携しながら啓発活動を進めます。

（語り合いを通じた親育ちの学習機会の充実）

- ◆ 親同士が日頃の子育ての悩みなどを語り合い、地域の横のつながりをつくりながら共に親として育っていくことができるよう、子育て支援の取組や家庭教育支援チーム*、

P T A等と連携しながら、語り合いを通した親育ちの学習機会の充実を図ります。

（地域における家庭教育支援の体制構築）

- ◆ 地域全体で子どもの育ちを支える体制を構築するため、身近な地域において家庭教育に関する情報提供や相談対応等を行う家庭教育支援員の養成を進めるとともに、幅広く地域活動に携わっている人や子育て経験者等からなる家庭教育支援チーム*の組織化を推進します。
- ◆ 家庭、地域における子育て機能の低下や親の孤独感、不安感の増大等に対応するため、身近な地域で気軽に子育て中の親子の交流や相談ができる場を設け、子どもの健やかな育ちの支援に取り組みます。

（企業と連携・協力した家庭教育支援の充実）

- ◆ 家庭教育に取り組む企業と県教育委員会の協定制度である「滋賀県家庭教育協力企業協定制度（しがふぁみ）」を活用し、仕事と子育てが両立しやすい職場環境づくりや親子のふれあいを促す啓発活動を進めるとともに、各協定締結企業における家庭教育学習講座の開催などの支援に努め、質の充実を図ります。

（４）家庭の経済状況への対応

経済的困難を抱えている家庭の子どもに対し、しっかりとした学力を身に付けることができるようにするため、教育費の負担軽減のほか早期の段階で福祉制度につなげていくことができるよう、福祉部門と教育委員会・学校等との連携強化を図ります。

＜主な取組＞

（経済的支援）

- ◆ 経済的な理由によって高等学校で学ぶことが困難な生徒のため、教育費の負担軽減を図るなど、修学の支援に努めます。

（関係機関との連携）

- ◆ 家庭の状況が多様化する中、子どもがしっかりとした学力を身に付けることができるよう、幅広い地域住民の参画により、放課後、土曜日、休日等における一人ひとりの子どもに寄り添った学習や居場所づくりの取組を支援します。
- ◆ 経済的困難を抱えている家庭の子ども等に対して、早期の段階で福祉制度につなげたり、心のケアを図ったりするため、スクールソーシャルワーカー*やスクールカウンセラー*による支援に努めます。

(1) すべての人が「共に生きる」活力ある地域を創生するための生涯学習の場の充実

人生 100 年を見据え、だれもが社会とつながり、居場所や生きがいを持ちながら心豊かに暮らしていくことができるよう、地域における生涯学習の場を充実させます。

また、地域課題の解決に必要なことを住民が共に考えるような学習や、現代的・社会的課題に対応した学習の機会を充実するなどして、その成果が地域社会の持続的な発展のための多様な活動に生かされるようにします。

＜主な取組＞

(活力ある地域づくりに結びつく学習機会の充実)

- ◆ 市町、大学等との連携により、地域資源の魅力や課題について学ぶとともに、学びを通じて人と人とのつながりを構築し、地域活動への参画につなげていく「地域づくり型生涯カレッジ」の普及、各地域の実践発表・交流の促進等を通じて、活力ある地域づくりに結びつく学習機会の充実を図ります。
- ◆ 各市町の社会教育担当者や公民館等関係者を対象とした研修会を通じて、地域の課題解決に向けた学習機会の提供や地域活動の支援を目的とした講座を充実させます。

(現代的・社会的課題に対応した学習機会の充実)

- ◆ 性別、年齢、障害の有無、国籍などにかかわらず、一人ひとりが互いに認め合う共生社会の実現に向けて、身近な生活での気づきを促し、社会における人権課題の解決につながるよう、最新の社会状況も踏まえた研修会や啓発活動などを通して人権意識の向上を図ります。
- ◆ 性別による固定的な役割分担にとらわれることなく、一人ひとりが互いを尊重し、助け合いながら個性や能力を発揮し、多様な生き方が選択できる男女共同参画社会に向け、家庭、地域社会、職場における取組が加速するよう、情報や学習機会の提供を進めます。
- ◆ 交通安全、防災、消費者問題などの現代的・社会的課題について、地域で行う講座に対する人材派遣などにより、多様な主体との連携による学習機会の充実を図ります。

(学びの成果を社会に生かす取組の推進)

- ◆ ボランティア、NPO活動に必要な知識・技術に関する学習機会や団体相互の交流、情報交換を行う場などを提供し、市民活動の活性化やネットワークづくりを支援します。
- ◆ 学びの成果を地域の課題解決に生かしたり、ボランティア、NPO活動等につなげる取組について、先進的事例を情報収集するとともに、「におねっと*」等を通じて広く県民に広報・発信します。
- ◆ 学校教育において地域の人々が自らの学びの成果を生かすことができるよう、教育活動の充実に必要な人材に関する情報の地域への発信やコーディネートを推進します。

(2) 柔軟で多様な生き方に対応した学び続ける機会の充実

人生 100 年時代の到来とともに、社会状況や産業構造の劇的な変化も見込まれる中、年

齢にかかわらず必要な知識や技能を身に付けながら自ら主体的に人生設計を行う「柔軟で多様な生き方」を選択し、生涯現役で活躍することや、何度も再挑戦することが可能となるよう、学校を卒業して社会に出た後、あらためて大学等で学び直す「リカレント教育」を含め、多様な主体と連携を図りながら、人生の各段階や様々な状況に応じた学び続ける機会の充実を図ります。

＜主な取組＞

（仕事や社会活動のために学び続ける機会の充実）

- ◆ 全ての県民が、自らの有する専門的な知識・技能をより深めたり、全く新しい専門分野に挑戦できるよう、県内大学・短期大学等の高等教育機関における「リカレント教育」や民間機関との連携を通じて、オンライン講座を含む社会人向け講座など、仕事や社会活動のために学び続ける機会の充実を図ります。
- ◆ 未だ残る女性のM字カーブの解消を図る観点から、特に出産・子育て後の女性の再就職のために学び続ける機会を充実します。
- ◆ 公共職業能力開発施設等において数多くの職業訓練を開講するなど、離転職者が、求職者ニーズ、求人ニーズに対応した新たな職業や安定した職業への就職につながる知識や技能を学び続ける機会を提供します。
- ◆ 長期失業、ひきこもり等困難な状況にある人や、子育て・介護等を理由とした離職者や退職後の高齢者が、置かれた状況が固定化されず再挑戦しやすくなるよう、ハローワークなどの就労支援機関において人材育成研修や様々なスキル・ノウハウを習得するセミナー、職場体験などの機会を提供します。

（高齢者のいきいきと活躍できる暮らしにつながる学びの充実）

- ◆ 高齢者の社会参加に対する意欲の高まりに応え、いくつになっても自らの持てる力を磨き、地域で積極的に活躍し、地域と関わりながら居場所や生きがいを持ち、その人らしくいきいきと暮らせるための学習の機会を充実します。また、その高齢者の学びの成果が地域課題解決のためのボランティアや世代間交流など多様な活躍の場につなげられるように支援し、滋賀の豊かな地域資源を生かした教育の営みが次世代に継承されるようにします。

（県内の多様な主体に対する学び続けることの意義・重要性の普及）

- ◆ 人生100年を見据え、柔軟で多様な生き方に対応して学び続けることの意義や重要性を普及するため、人生の各段階や様々な状況に応じた学びのあり方およびその先進的事例について、「におねっと*」等を通じて県民に対し広報・発信するとともに、団体、企業、行政等の多様な主体間の情報交換やネットワークづくりを進めます。

（3）滋賀ならではの学習の推進

県民の滋賀への誇りや愛着を醸成し、それを次の世代へ継承する意欲を喚起するために、琵琶湖に代表される豊かな自然や多彩な文化財を生かして、生態系、伝統、歴史・文化、産業などについて学び、触れる機会を充実させます。

＜主な取組＞

（自然に学ぶ環境学習）

- ◆ 森・川・里・湖が織りなす豊かな自然と、その自然を人々が守り育んできた歴史を有する滋賀は環境について学ぶための生きた教材の宝庫であり、好奇心や思考力の芽生えを培う幼児期に、このような自然に触れ親しむことができるよう、保育や幼児教育に関する施策を展開します。
- ◆ 就学期以降も、滋賀の豊かな自然を生かした体験型の環境学習を進めることは、地域の自然とのつながりや関わりに関心を持ち、主体的に行動できる力を身に付けることへとつながるため、地域の特性を生かした独自の自然体験学習を展開します。
- ◆ 琵琶湖博物館において「湖と人間」のよりよい共存関係を築いていくことを目指す展示や交流活動を実施し、広く県民に豊かな自然等への理解を深めていきます。

（「美の滋賀」の資源を生かす取組の推進）

- ◆ 滋賀ならではの歴史や文化、美術など「美の滋賀」の資源を生かし、県民が地域の美に触れ、愛着や誇りを持てることを目指して、近代美術館のコレクションの魅力に子どもから大人までが親しめる取組や、地域の文化団体やNPOなど多様な主体が実施するアートや暮らし・生活文化の中にある美の資源を活用して地域を元気にする取組の支援などを行います。

（文化財の保存継承人づくり）

- ◆ 滋賀の文化財の価値や魅力を理解し、郷土への愛着や誇りを広く県民に持ってもらうため、地域活動や学校教育などと連携を図りながら、文化財への理解者と次世代を担う人材を育成していきます。

（陶芸文化を通した次世代の心豊かな人材育成）

- ◆ 信楽焼の産地にある県立陶芸の森において、質の高い陶芸文化に触れ、土を素材とした創作体験や作品鑑賞を行う「つつっこプログラム」を引き続き実施し、学校教育などと連携しつつ、ものづくりの奥深さを学ぶことを通して、豊かな心を育みます。

（４）スポーツに取り組む機会づくり

年齢や性別、障害の有無を問わず「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツ活動に取り組むことができる機会の充実を図ります。

＜主な取組＞

（県民総スポーツ機会づくりの推進）

- ◆ 今後、ラグビーワールドカップ 2019、東京 2020 オリンピック・パラリンピック、ワールドマスターズゲームズ 2021 関西という大規模スポーツイベントが続けて開催され、その3年後には本県における国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会が開催されます。年齢・性別・障害の有無を問わず、県民の誰もがスポーツを「する」「みる」

「支える」各場面で、進んでスポーツに取り組むことができる機会づくりを進めます。

(5) 読書活動の普及拡大と読書環境の整備

人生 100 年を見据えて、生涯を通じて学び続けるためには、主体的な学びの基本となる読書活動が重要です。このため、子どもの時から読書習慣を定着させ、読書を通じて自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得したり、更なる探究心や真理を求める態度が培われるよう、家庭・地域・学校を通じた社会全体で、全ての子どもがいつでもどこでも楽しく読書ができる環境づくりを進めます。

また、全ての県民が生涯にわたり読書に親しみ、主体的な学びができるよう、県内公共図書館のネットワークの充実を図るとともに、図書館サービスの基本となる資料の整備や司書の専門性の向上など、読書環境の整備を進めます。

<主な取組>

(家庭や地域における子ども読書活動の推進)

- ◆ 子どもの時からの読書習慣の定着のため、就学前における子育て支援の取組とも連携しながら、保護者の読書に対する理解を促進し、家庭における読書活動の普及・啓発を進めます。あわせて、図書館関係者や読書ボランティアに対する研修等を行うことにより、子どもが身近なところで楽しみながら本に親しむ場や機会を充実します。
- ◆ 子どもの自主的な読書活動を推進する社会的気運の醸成を図るため、読書活動の意義や重要性について、広く県民への広報・発信を行います。

(学校における子ども読書活動の推進)

- ◆ 教員や学校司書等に対する研修や学校における一斉読書等の活動を推進するとともに、子どもにとって最も身近である学校図書館が、学校図書館長の役割も担う校長のリーダーシップにより組織的に運営され、学校全体の計画のもと、多様な読書活動や各教科の学習活動に活用できるよう、市町立図書館と連携した支援を行うことで、学校における読書環境を整備し、子どもが読書に親しむ機会を充実します。
- ◆ 学校段階が進むにつれて読書率が低下する傾向があるため、特に高校生に向けて、ビブリオバトル*や同世代間で本を薦めるなど読書への関心を高める取組を推進します。

(県立図書館の機能の充実による読書環境の整備)

- ◆ 県民が生涯のあらゆる場面で活用できる場、学びを支える場として、資料の整備を図るとともに、司書のレファレンス能力*など専門性の向上を図ります。
- ◆ 県民が地域課題について考え、解決することができるよう、関連する資料やレファレンスサービス*を提供するとともに、県の各機関と連携して県政情報の発信を進めます。
- ◆ 県民がどこに住んでいても身近な図書館で求める資料や情報が得られるよう、県立図書館から市町立図書館等に対し、図書資料の提供や司書の研修を行うなど、図書館の連携・協働体制の充実を図ります。

5 施策の推進方法

(1) 基本的な考え方

県民の参画や多様な主体との対話・共感・協働の推進、市町との連携の強化、データを重視した政策構築、部局間連携による総合行政の推進などにより、地域ごとに異なる課題に対応し、官と民の役割分担など行政のスリム化にも配慮しながら効果的に施策を展開します。

また、計画期間は2023年度までの5年間としていますが、施策によっては、更にその先も見据えて取り組みます。

(2) SDGs*の視点による施策・事業の検討

施策・事業の検討に当たっては、SDGs*の視点を踏まえ、事業実施による効果だけではなくマイナス面にも配慮し、施策・事業の立案、見直し、磨き上げをするものとします。

(3) 進行管理

本計画において県が目指す姿への到達状況については、成果や達成状況を把握するための「数値目標」について、毎年点検・評価を行います。

これらの結果は、外部委員の評価を踏まえ、議会へ達成状況を報告します。また、その結果をその後の施策の展開に反映します。

(4) その他

計画期間中であっても、滋賀の教育をめぐる状況の変化に対応し、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

6 数値目標

柱1 子ども一人ひとりの個性を大切に、生きる力を育む

(1) 確かな学力を育む

- 「学びのアンケート」の「国語／算数・数学の授業の内容はよくわかる」について肯定的に回答した児童生徒の割合

現状(2017)	2019	2020	2021	2022	目標(2023)
小国:81.0%	82.0%	83.0%	84.0%	84.5%	85.0%
小算:81.7%	82.0%	83.0%	84.0%	84.5%	85.0%
中国:68.6%	70.0%	71.5%	73.0%	74.0%	75.0%
中数:69.5%	71.0%	72.0%	73.0%	74.0%	75.0%

(目標設定の考え方) 確かな学力を育むに当たり、「基礎的・基本的な知識・技能の習得」が本県の大きな課題の一つであり、子どもの授業の理解度を高めていくことが重要であるため目標として設定する。

- 「家庭での学習や授業をととして、問題や課題に取り組む時に、単に答えだけでなく、答えに至る過程や根拠まで説明できるようにしていますか。」の質問に肯定的な回答をした生徒の割合

現状(2018)	2019	2020	2021	2022	目標(2023)
高:62.0%	64.0%	66.0%	68.0%	69.0%	70.0%

(目標設定の考え方) 確かな学力を育むに当たり、知識を活用できるような深い学びを促していくことが重要であることから、学びの過程を大切にしようとする意識の向上を目標として設定する。

- 「教育課程の編成、評価や改善には全教職員が関わっている」に対して、「よくあてはまる」と回答した学校の割合

現状(2018)	2019	2020	2021	2022	目標(2023)
小:32.9%	40.0%	45.0%	50.0%	55.0%	60.0%
中:23.2%	30.0%	35.0%	40.0%	45.0%	50.0%
高:60.8%	64.0%	68.0%	72.0%	76.0%	80.0%

(目標設定の考え方) 「教科横断的な視点による授業の組立て」は新学習指導要領に示されたカリキュラム・マネジメント*の重要な要素であり、教育課程の編成等への教職員の関わりが不可欠であることから目標として設定する。

(2) 豊かな心を育む

- 「自分にはよいところがあると思いますか」に肯定的に回答した児童生徒の割合

現状(2018)	2019	2020	2021	2022	目標(2023)
小:85.2%	85.4%	85.8%	86.2%	86.6%	87.0%
中:75.8%	76.0%	77.0%	78.0%	79.0%	80.0%

(目標設定の考え方) 「豊かな心」を育むには、ありのままの自分を大切に思う自尊

感情*を高めることが重要であり、自尊感情*と密接な関係があるため、目標として設定する。

(3) 健やかな体を育む

○ 「運動やスポーツをすることが好き」と回答した児童生徒の割合

現状(2017)	2019	2020	2021	2022	目標(2023)
小5男子:73.4%	76.0%	77.0%	78.0%	79.0%	80.0%
小5女子:53.7%	57.0%	59.0%	61.0%	63.0%	64.0%
中2男子:60.9%	64.5%	67.0%	69.5%	72.0%	74.0%
中2女子:43.1%	47.0%	49.0%	51.0%	53.0%	55.0%

(目標設定の考え方) 健やかな体を育むためには、体力の向上と運動習慣の確立が重要であり、そのためには運動やスポーツに対する愛好的態度を育てることが大切であることから、目標として設定する。

○ 小学校5年生、中学校2年生、高等学校2年生の朝食欠食率

現状(2017)	2019	2020	2021	2022	目標(2023)
小5:2.7%	2.4%	2.0%	1.7%	1.4%	1.0%
中2:4.3%	4.0%	3.8%	3.5%	3.3%	3.0%
高2:8.5%	7.8%	7.1%	6.4%	5.7%	5.0%

(目標設定の考え方) 望ましい生活習慣の改善・向上を図るためには、家庭や地域と連携し、朝食を毎日摂取することが重要であることから、朝食欠食率を目標として設定する。

(4) 特別支援教育の推進

○ 「個別の指導計画」を作成している児童生徒の割合（特別支援学級および特別支援学校を除く。）

現状(2017)	2019	2020	2021	2022	目標(2023)
小:96.4%	100%	100%	100%	100%	100%
中:91.1%	100%	100%	100%	100%	100%
高:78.3%	84%	88%	92%	96%	100%

(目標設定の考え方) 特別支援教育を推進するためには、障害の状態に応じたきめ細かな指導を行う取組を進めることが必要であるため、個別の指導計画の作成状況を目標として設定する。

○ 「個別の教育支援計画」を作成している児童生徒の割合（特別支援学級および特別支援学校を除く。）

現状(2017)	2019	2020	2021	2022	目標(2023)
小:73.7%	84%	88%	92%	96%	100%
中:70.6%	84%	88%	92%	96%	100%
高:48.7%	57%	64%	71%	78%	85%

(目標設定の考え方) 特別支援教育を推進するためには、福祉・医療・労働等の関係機関との連携による教育的支援の取組を進めることが必要であることから、個別の教育支援計画の作成状況を目標として設定する。

(5) 情報活用能力の育成

- 教員が授業中にＩＣＴ*を活用して指導する能力について、肯定的な回答をした公立学校教員の割合

現状(2018)	2019	2020	2021	2022	目標(2023)
70.4%	72.0%	74.0%	76.0%	78.0%	80.0%

(目標設定の考え方) 子どもがＩＣＴ*機器の活用によって授業の理解を深めるためには、教員のＩＣＴ*活用力の向上が不可欠であるため、目標として設定する。

(6) 滋賀ならではの本物体験・感動体験の推進

- 児童の意識調査「フローティングスクールの学習を終えて、びわ湖学習のテーマについての自分の考えを持ち、他の人に伝えることができましたか」の達成率

現状(2017)	2019	2020	2021	2022	目標(2023)
79.3%	81%	82%	83%	83%	83%

(目標設定の考え方) 滋賀ならではの本物体験・感動体験を推進するためには、活動中以外の時間でも主体的に関心を持ち続けることが大切であるため、事後学習の状況を目標として設定する。

(7) 多様な進路・就労の実現に向けた教育の推進

- 高校３年間の間に１回以上、インターンシップ*・職場体験に取り組む生徒の割合

現状(2017)	2019	2020	2021	2022	目標(2023)
37%	42%	44%	46%	48%	50%

(目標設定の考え方) 多様な進路・就労の実現に向けた教育を推進するためには、インターンシップ*等により、社会を実際に体験し、課題対応能力やチャレンジ精神、創造性などを育むことが必要であることから、これらに取り組む生徒の割合を目標として設定する。

- 特別支援学校高等部卒業生の就職率

現状(2017)	2019	2020	2021	2022	目標(2023)
29.6%	30%	30%	30%	30%	30%

(目標設定の考え方) 障害のある子どもの自己肯定感を高めるとともに、一人ひとりの力に応じて社会的・職業的自立を実現することが重要であることから、特別支援学校高等部卒業生の就職状況を目標として設定する。

(8) 教職員の教育力を高める

- 「学びのアンケート」の「授業では、学級やグループの中で自分たちで課題を立てて、その解決に向けて情報を集め、話し合いながら整理して、発表するなどの学習活動に取り組んでいたと思いますか」の項目について、肯定的に回答した児童生徒の割合

現状(2017)	2019	2020	2021	2022	目標(2023)
小：79.9%	82.0%	83.0%	84.0%	85.0%	86.0%
中：76.1%	78.0%	79.0%	80.0%	81.0%	82.0%

(目標設定の考え方) 教職員の教育力を高めるためには、研修の成果が学習・指導方法の改善につながるということが重要であり、その効果は授業での子どもの学びの様子に表れることから、目標として設定する。

(9) 子どもの育ちを支える就学前の教育・保育の充実

- 幼稚園・保育所・認定こども園等利用定員数

現状(2018)	目標(2019)	2020	2021	2022	2023
58,562 人	60,557 人	－	－	－	－

(目標設定の考え方) 子どもの育ちを支えるためには、就学前の教育・保育の充実が重要であることから、幼稚園・保育所・認定こども園等利用定員数を目標として設定する。なお、現在の計画、淡海子ども・若者プランは2015年度から2019年度までの5カ年計画であるため、2020年度以降の目標値は未定である。

(10) 私学教育の振興

- 私立高等学校の入学時の募集定員に対する定員充足率

現状(2018)	2019	2020	2021	2022	目標(2023)
96.3%	97%	97%	98%	98%	99%

(目標設定の考え方) 私学教育の振興を図るためには、私立学校の経常費助成、生徒保護者への経済支援、その他私学への指導等が重要であり、それらにより魅力ある学校づくりを行うことで増加が見込まれる入学者の募集定員充足率を目標として設定する。

柱2 社会全体で支え合い、子どもを育む

(1) 家庭や地域と学校との連携・協働活動の充実

○ 学校運営協議会を設置する公立学校の割合

現状(2018)	2019	2020	2021	2022	目標(2023)
30.3%	40%	50%	60%	70%	80%

(目標設定の考え方) 家庭・地域と学校との連携・協働活動充実のためには、組織的で持続可能な体制づくりが重要であり、その体制づくりに有効な手段である学校運営協議会の設置状況を目標として設定する。

○ 地域学校協働活動推進員*が学校と地域の連携・協働をコーディネートしている公立小中学校の割合

現状(2018)	2019	2020	2021	2022	目標(2023)
17.4%	40%	50%	60%	70%	80%

(目標設定の考え方) 家庭・地域と学校との連携・協働活動充実のためには、組織的で持続可能な体制づくりが重要であることから、連携・協働をコーディネートする地域協働活動推進員の配置状況を目標として設定する。

(2) 子どもの安全・安心の確保

○ 学校防災教育アドバイザー*（消防署）と連携した教育・研修を実施した学校の割合

現状(2018)	2019	2020	2021	2022	目標(2023)
80.0%	84%	88%	92%	96%	100%

(目標設定の考え方) 学校における避難訓練をはじめとした防災教育、教職員研修等をより実践的、効果的なものにするためには、専門的なアドバイスを取り入れることが重要であることから、学校防災アドバイザーとの連携状況を目標として設定する。

(3) 家庭の教育力の向上

○ 家の人との学校の出来事に関する会話の状況（「している」の割合）

現状(2018)	2019	2020	2021	2022	目標(2023)
小：53.2%	54%	55%	56%	58%	60%
中：43.4%	44%	45%	46%	48%	50%

(目標設定の考え方) 家庭の教育力向上のためには、子どもと保護者の関わりが活発になることが重要であることから、関わりの深さと関係性が高い会話の状況を目標として設定する。

○ 家庭教育支援チーム*を組織する市町数

現状(2018)	2019	2020	2021	2022	目標(2023)
5市町	6市町	7市町	8市町	10市町	12市町

(目標設定の考え方) 家庭の教育力向上のためには、子育ての相談体制を整えることが重要であることから、市町における家庭教育支援チームの体制・活動状況を目標として設定する。

(4) 家庭の経済状況への対応

○ 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率

現状(2017)	2019	2020	2021	2022	目標(2023)
92.2%	93.6%	95.0%	96.4%	97.8%	99.0%

(目標設定の考え方) 経済的困難を抱えている家庭の子どもが、しっかりとした学力を身に付けることができるようにするためには、学力保障のほかに、経済的支援、福祉との連携強化が重要であることから、高等学校等進学率を目標として設定する。

柱3 すべての人が学び続け、共に生きるための生涯学習を振興する

(1) すべての人が「共に生きる」活力ある地域を創生するための生涯学習の場の充実

○ 学びの成果を地域や社会のために生かしている人の割合

現状(2017)	2019	2020	2021	2022	目標(2023)
28.4%	31.0%	32.0%	33.0%	34.0%	35.0%

(目標設定の考え方) 活力ある地域を創生するためには学びの成果を地域や社会に生かすことが重要であることから、これらを実践している人の割合を目標として設定する。

(2) 柔軟で多様な生き方に対応した学び続ける機会の充実

○ 学びの成果を仕事や就職・転職などに生かしている人の割合

現状(2017)	2019	2020	2021	2022	目標(2023)
31.4%	33.0%	34.0%	35.0%	36.0%	37.0%

(目標設定の考え方) 柔軟で多様な生き方のためには学びの成果が実際に仕事に活用されていることが重要であることから、これらを実践している人の割合を目標として設定する。

(3) 滋賀ならではの学習の推進

○ 環境保全行動実施率

現状(2018)	2019	2020	2021	2022	目標(2023)
76.7%	80%	80%	80%	80%	80%

(目標設定の考え方) 滋賀ならではの学習を推進するためには、琵琶湖に代表される豊かな自然や多彩な文化財を生かすことが重要である。とりわけ、環境学習の推進は、県民が滋賀への誇りや愛着を持ち、環境保全に主体的に行動できる力を身に付けることを目指していることから、環境保全行動実施率の割合を目標として設定する。

(4) スポーツ・運動習慣の定着

○ 成人の週1回以上のスポーツ実施率

現状(2018)	2019	2020	2021	2022	目標(2023)
調査予定				65%	65% (検討中)

(目標設定の考え方) 県民が幸福で豊かな生活を営むためには、県民が身近にスポーツを楽しみ、自ら進んで参画することが重要であることから、成人のスポーツ実施状況を目標として設定する。

(5) 読書活動の普及拡大と読書環境の整備

○ 学校の授業時間以外に、普段(月曜日から金曜日)、1日当たり10分以上読書している者の割合

現状(2018)	2019	2020	2021	2022	目標(2023)
小:64.1%	65.0%	66.0%	67.0%	68.5%	70.0%
中:46.8%	48.0%	49.5%	51.0%	53.0%	55.0%

(目標設定の考え方) 読書活動を普及するためには、子どもの頃からの自主的な読書習慣の定着が重要であることから、子どもが学校以外で読書している状況を目標として設定する。

○ 県民1人が県立および市町立図書館で年間に借りている図書冊数

現状(2017)	2019	2020	2021	2022	目標(2023)
7.75 冊	7.84 冊	7.88 冊	7.92 冊	7.96 冊	8.00 冊

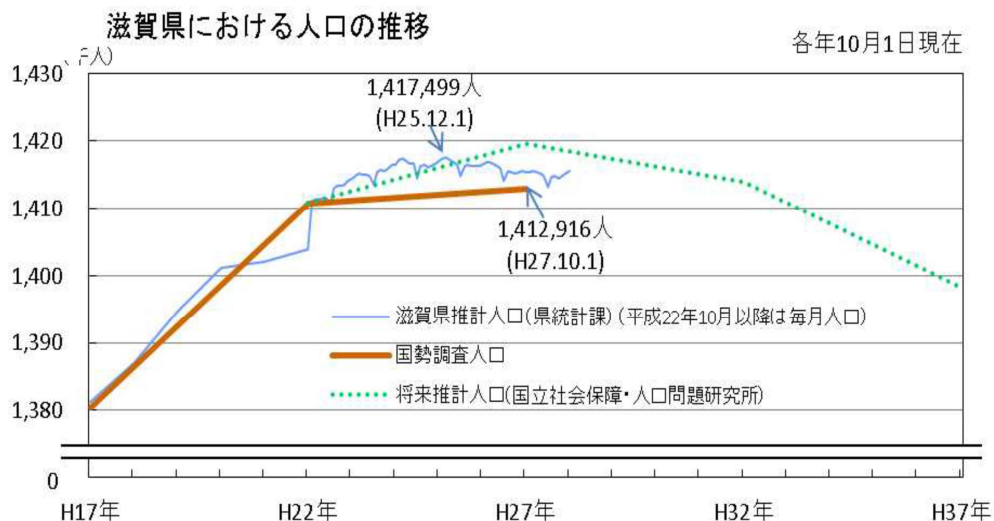
(目標設定の考え方) 読書活動の普及拡大および読書環境の整備においては、県内公立図書館が連携・協働して充実した図書館サービスを提供することが重要であることから、県民1人が県立および市町立図書館で年間に借りている図書冊数を目標として設定する。

滋賀の教育をめぐる現状について

1 社会情勢の変化

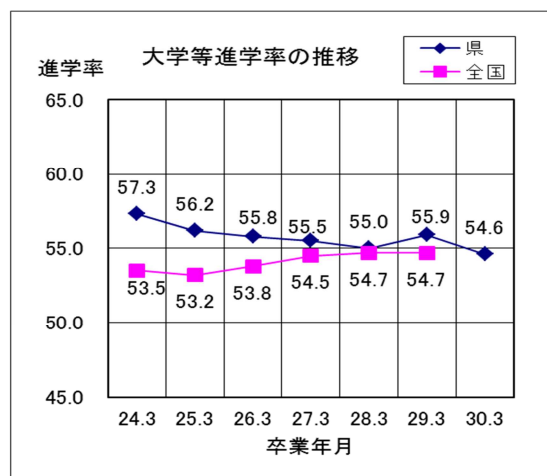
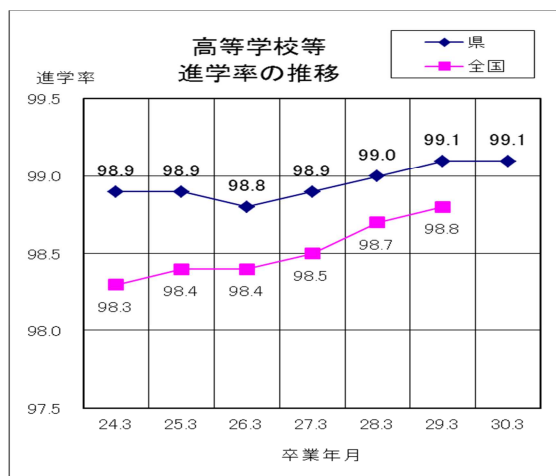
(1) 人口減少社会、少子高齢社会の進行

- 日本の人口は、2008年をピークとして減少局面にあり、2030年にかけて20代、30代の世代が約2割減少し、65歳以上が総人口の3割を超えることが予想されており、人口減少、高齢化が進行しています。
- 国の人口減少が進む中、本県においては人口増加が続いていましたが、2016年に初の自然減となりました。また、社会増減は2013年に初めて転出者が転入者を上回り、以降、概ね均衡しています。年少人口の割合については、15歳未満の年少人口割合が全国的に見て高く、比較的若い世代が多くなっています。しかしながら、年少人口は2015年の約20万4千人から2030年には約17万7千人と大きく減少する見込みです。

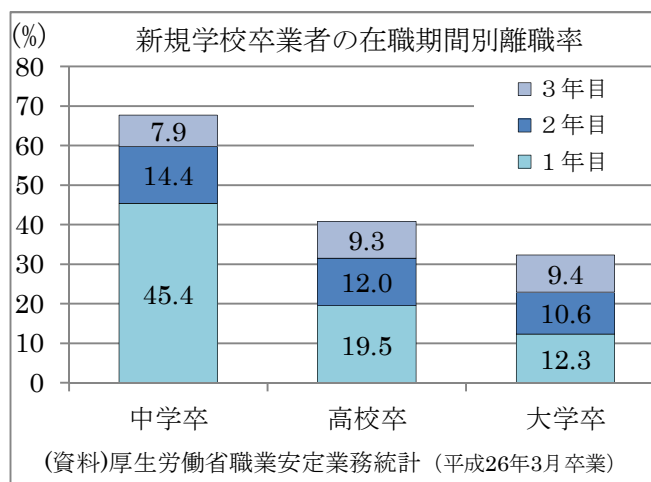


- 日本の社会は、およそ50年前には高齢者1人を現役世代9人で支えていましたが、2015年は2.3人で1人を支えることとなっており、2023年には2人で1人を、2065年には1.3人で1人を支えると推測されています。先進国の中では日本はこの傾向が最も早く進行する見込みであり、男女共同参画社会実現のさらなる推進や定年の延長など、労働者の確保に向けた現実的な対応が求められているところです。
- 人口減少が進む中、全国的な高等学校の進学率は1970年代半ばから9割以上であり、現在は96.5%前後となっています。本県の2017年度卒業生の高等学校進学率は99.1%でした。一方、本県の大学進学率については2009年度の59.2%をピークに若干の減少

傾向にあり、2017 年度卒業生は 54.6%となっています。



- 一方、高校卒業生の就職内定率はここ 5 年間 90%を超えており、リーマンショック直後に 80%台に落ち込んだ頃と比べ、高い水準を保っています。
- しかし、雇用形態の多様化もあり、離職率は高く、学校段階から就労段階への移行を円滑に行うことが課題となっています。
- また、日本の子どもは他国に比べ、学ぶことと自分の人生や社会とのつながりを実感し、学習したことを活用して、生活や社会の中で出会う課題を解決するため、主体的に生かしていくという点では、課題があると言われています。このようなことから各学校段階におけるキャリア教育の重要性がますます高まっています。



(2) 急速な技術革新

- 2030 年頃には、第 4 次産業革命ともいわれる、I o T*やビッグデータ、A I (人工知能) 等をはじめとする技術革新が一層進展し、社会や生活を大きく変えていく超スマート社会* (Society 5.0) の到来が予想されています。研究・開発・商品化から普及

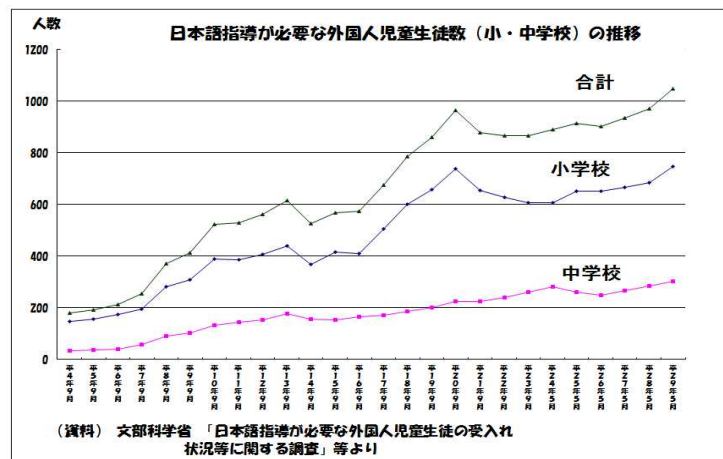
までのスピードも加速化しているとの指摘もあり、次々に生み出される新しい知識やアイデアが組織や国の競争力を大きく左右していくことが想定されています。

- 技術革新の進展により、今後 10～20 年後には日本の労働人口の相当規模が技術的には A I やロボット等により代替できるようになる可能性が指摘されている一方で、これまでになかった仕事が生新たに生まれることが考えられています。

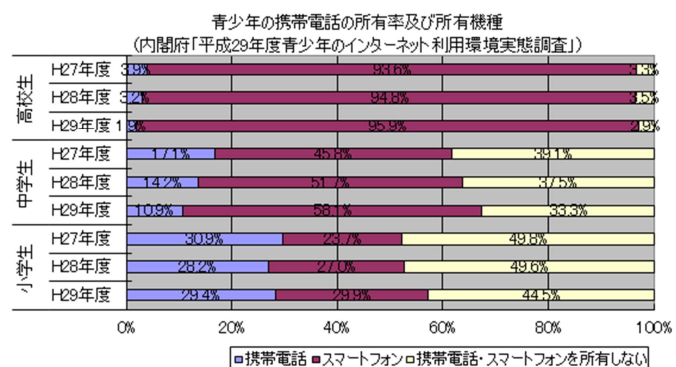
(3) グローバル化*と情報化の進展

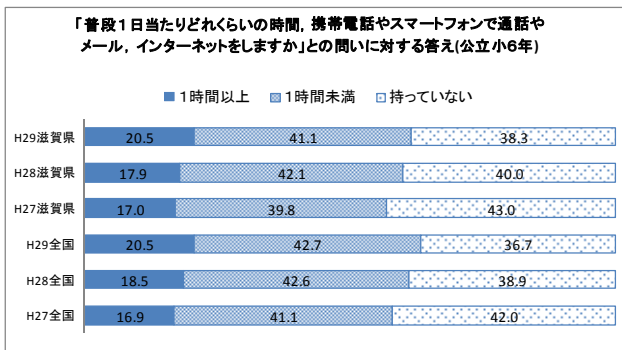
- あらゆる場所で、グローバル化*が加速し情報通信や交通分野での技術革新により人々の生活圏も広がっています。また、アジアをはじめとする新興国の急速な経済成長に伴い、グローバル競争が激化すると予想されており、語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性等を身に付けたグローバル人材の育成が重要となっています。

- グローバル化*により、国内に在中する外国人の数はますます増加しており、学校においても日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒数は増加傾向です。このような中で、日本での定住や進学を希望する帰国・外国人児童生徒の基礎的な学力の定着および進路の実現を図るための取組が求められています。

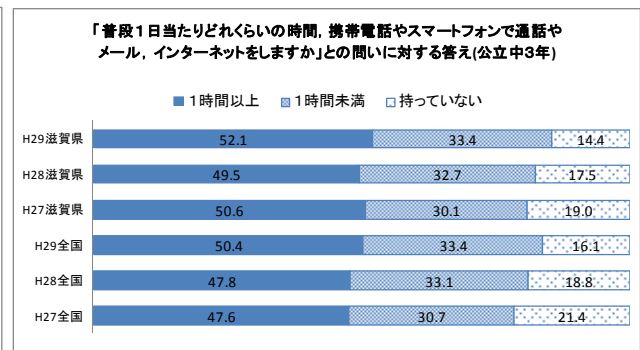


- 情報化については、スマートフォンの普及が急速に進み、利用の常態化および低年齢化がさらに進んでいます。全国的にネット依存の中高生は 93 万人に上り、その数は平成 25 年と比較して倍増し、7 人に 1 人の割合であるとの指摘もあります。





(資料)文部科学省「学力・学習状況調査」



- また、依然としてインターネットの匿名性を悪用した人権侵害や、ネット上のトラブルに巻き込まれるケースも多く、被害を防止するための仕組みづくりや知り得た情報の意味を読み解く力の育成などが求められるところです。

2 教育の現状を踏まえた課題

(1) 子どもの学力・学習状況

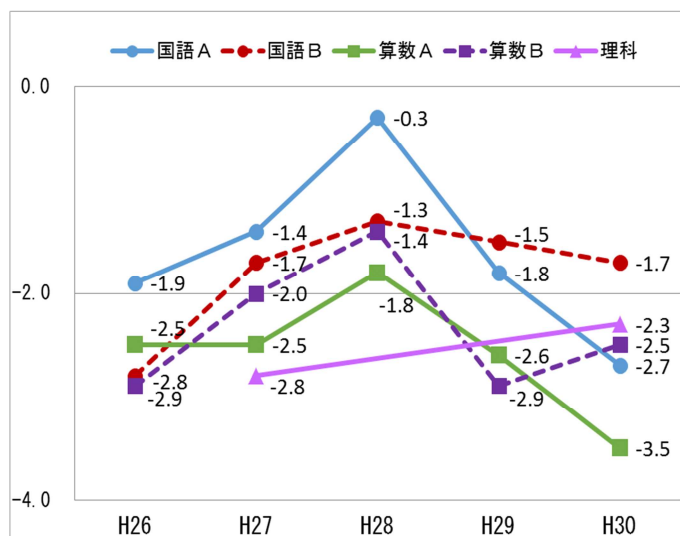
- 本県の子どもの学力状況は、平成30年度「全国学力・学習状況調査」によれば、基礎的・基本的な知識・技能の定着や、自分の考えを適切な根拠をもとに説明すること、文章の趣旨や問われていることを把握したり、表やグラフから必要な情報を取り出すこと等に課題が見られます。
- グローバル化*や情報化等が一層進展し、複雑化、多様化が進む社会においては、社会の変化に対応できるよう自らがその個性と能力を伸ばし、生涯を通じて自身に必要な知識・能力を身に付けることが求められます。また、考え方の異なる人とも対話することで、新たな考えを生み出す力や新たな課題を主体的に解決していく力も求められます。
- このため、基礎的・基本的な知識・技能を確実に身に付けるとともに、思考力・判断力・表現力の育成、学習に対する意欲の向上、学習習慣の定着および社会変化を理解し柔軟に対応できる力等の育成が必要です。

平成 30 年度 全国学力・学習状況調査の結果

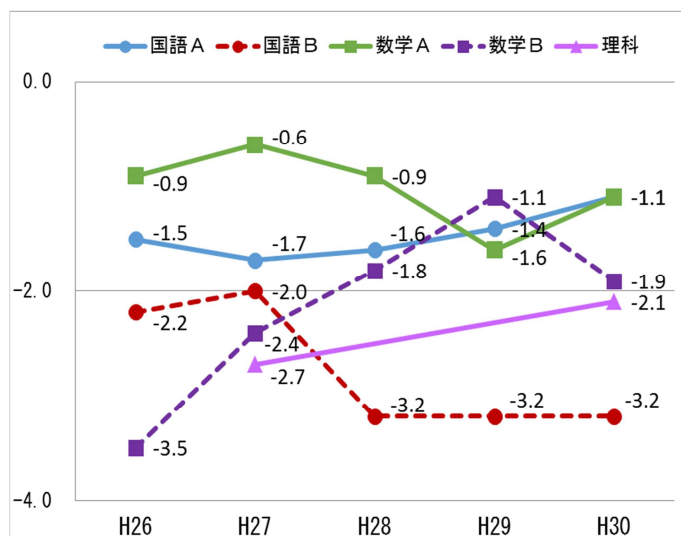
1 教科に関する調査

< 県平均正答率の全国との差 >

【小学校】



【中学校】



[県平均正答率の全国との差のグラフの見方]

- ・ 縦軸 0 を全国の平均正答率として、平成 26 年度から今年度までの各教科に関する調査結果の本県の平均正答率の差を折れ線で示している。

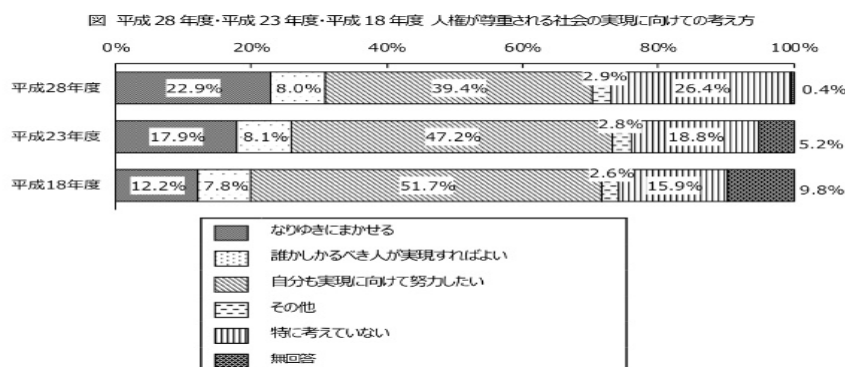
(2) 新学習指導要領等への対応

- 新学習指導要領および幼稚園教育要領では、学びに向かう力や人間性等の涵養、思考力・判断力・表現力等の育成、生きて働く知識・技能の習得といった「何ができるようになるか」という新しい時代に必要となる資質・能力の育成を目指すこととしています。
- これまでの学習指導要領等の中心であった「何を学ぶか」という指導内容について見直すとともに、「どのように学ぶか」という指導方法の改善・充実を図ることが求められています。
- 特に、子どもが自ら課題を見つけ、意見を出し合い、考えを深め、解決していく学習「主体的・対話的で深い学び(アクティブ・ラーニング)」の視点からの指導過程を質的に改善することが必要です。
- 新幼稚園教育要領の全面実施においては、幼児教育と小学校教育との滑らかな接続を図った教育課程を編成することが求められています。本県幼児教育の質の向上を図り、子どもたちの「学びに向かう力」の育成につながる幼児教育段階から小学校段階への円滑な接続を目指す必要があります。

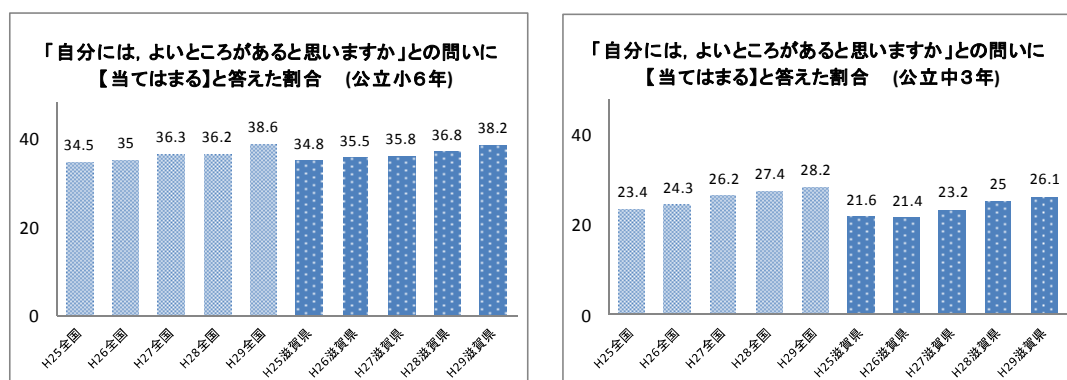
(3) 人権教育

- 2016年度実施の「人権に関する県民意識調査」によると、「滋賀県は人権が尊重される社会になっている」と思う県民の割合は55%を超え、これまでの人権教育・啓発が一定浸透してきています。しかし一方で、人権が尊重される社会の実現に向けては、「なりゆきにまかせる」「特に考えていない」という消極的な回答が増加しています。
- 現実には、全国で差別や偏見、暴力など人権に関わる問題が後を絶たず、子どもがいじめや虐待などの人権侵害を受ける事態も起きています。また、インターネット上での人権侵害も深刻さを増しています。
- 平成30年度「全国学力・学習状況調査」によると、「自分には、よいところがあると思いますか」との問いに対し、「当てはまる」と回答した児童生徒の割合は増加傾向にありますが、中学校3年生については全国平均と比べてやや低いという調査結果が出ています。
- 自分のことが大切に思えない、相手の痛みがわからない、人間関係がうまくつukれないといった課題は、学校でのいじめや他者

- の人権を大切にしないことにつながっていくことも懸念されます。
- このような状況を受け、子どもに、自分とともに他の人の大切さを認めることや、感性豊かな心、規範意識等を身に付けさせることが求められています。



滋賀県「人権に関する県民意識調査」(平成28年度)



(資料)文部科学省「学力・学習状況調査」

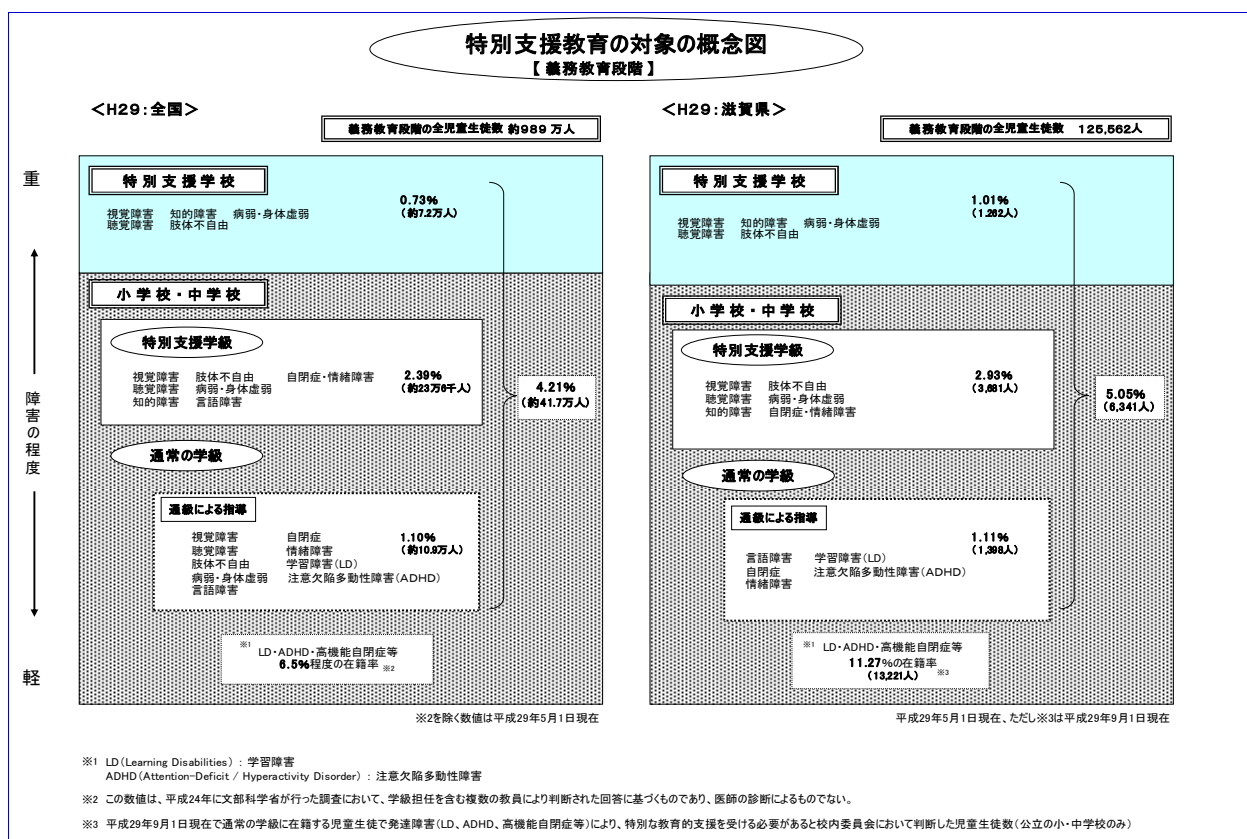
(4) 体力・運動能力の状況

- 平成29年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果では、小学校で体力合計点において男女とも全国と比べると低い状況にあるものの、県としては過去最高値となり、全国との差は縮まっています。一方、中学校では、体力合計点において男女とも全国平均値を上回る状況にあり、本調査を実施して以降、女子については過去最高値となり、右肩上がりに伸びている状況です。しかし、投力・握力においては、全国と同様に小・中学校男女ともに依然低い水準にあります。
- 1981年頃と比べ、近年の子どもの方が、背が高く、体格はよくなっていますが、体力や運動能力は全体的に劣っています。この背景には、生活の利便性が高まり、体を動かす機会が減少したこ

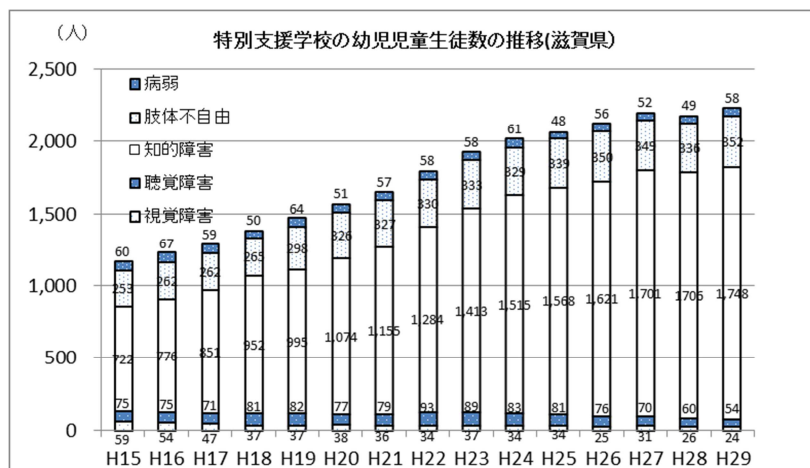
と、遊び場所や遊び仲間が減り、子どもの遊びの質が変化したことなどがあるものと考えられます。

- 2016年度に実施した「県民のスポーツライフにかかわるスポーツ実施状況調査では、成人の1週間のスポーツ実施率が36.0%と全国平均に比べて低く、特に20～50歳代の実施率が低い状況にあります。

(5) 特別支援教育



- 県内には、16校の特別支援学校が設置されており、視覚障害、聴覚障害、病弱、知的障害、肢体不自由児に対する教育を行っています。特別支援学校に通う児童生徒の数は増



加しており、そのうち知的障害のある児童生徒数は、2003年度から2017年度までで約2.4倍に増加しています。

- また、本県が行った平成29年度「特別支援教育に係る実態調査」では、小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒で発達障害により特別な教育的支援を受ける必要があると判断されている児童生徒数の割合は、小学校で12.34%、中学校で9.11%となっています。
- 2011年8月に障害者基本法が改正され、「可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実に必要な施策を講じなければならない」ことなどが新たに規定されました。こうした中で、障害のある子どもが障害のない子どもとともに学ぶ仕組みである「インクルーシブ教育システム*」の構築に向けた特別支援教育の推進が求められています。
- 自立と社会参加に向けて本県における望ましい特別支援教育のあり方を考え、発達障害のある子どもを含め一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズ等に応じた多様で柔軟な学びや、きめ細かな指導の充実に必要となっています。あわせて、特別支援学校に在籍する児童生徒の増加等に対する教育環境の整備が重要な課題となっています。
- また近年、特別支援学校高等部卒業者のうち、一般企業への就職者の割合は全国平均を下回っている状況にあることから、障害のある生徒の職業的自立や社会参加を目指す、個々のニーズに応じた進路実現のための就労機会を拡大することなどが重要となっています。

【参考データ】県立特別支援学校高等部卒業生の就職状況（県3月末・全国5月1日現在）

卒業生	就職者	就職率			全国の就職率	県順位	
		県全体	高等養護	高養以外			
H22(H23.3卒業生)	218人	43人	19.7%	67.7%	11.8%	24.3%	28位
H23(H24.3卒業生)	237人	39人	16.5%	76.7%	7.7%	25.0%	42位
H24(H25.3卒業生)	274人	48人	17.5%	75.0%	9.9%	27.7%	44位
H25(H26.3卒業生)	276人	69人	25.0%	82.2%	13.9%	28.4%	32位
H26(H27.3卒業生)	277人	63人	22.7%	82.2%	11.2%	28.8%	40位
H27(H28.3卒業生)	293人	81人	27.6%	74.0%	18.1%	29.4%	31位
H28(H29.3卒業生)	281人	80人	28.5%	82.0%	16.9%	30.1%	31位
H29(H30.3卒業生)	335人	99人	29.6%	82.4%	20.1%		
目標	H29(H30.3卒業生)		27.0%				
(教育振興基本計画)	H30(H31.3卒業生)		28.0%				

（6）キャリア教育*の推進

- 中学校2年生が5日間の職場体験を行う「中学生チャレンジウィーク*」での職場体験活動や高等学校におけるインターンシップ*等の実施によって、自分の生き方を考え、今後の進路選択や将来の職業人としての生き方を見つめる貴重な体験ができる機会を設けています。
- 今後も、こうした取組により、家庭や地域、企業と連携したキャリア教育*を充実させ、生徒の主体的に進路選択ができる能力

を育てる教育活動をより一層推進することが求められます。

(7) 地域資源を生かした教育の推進

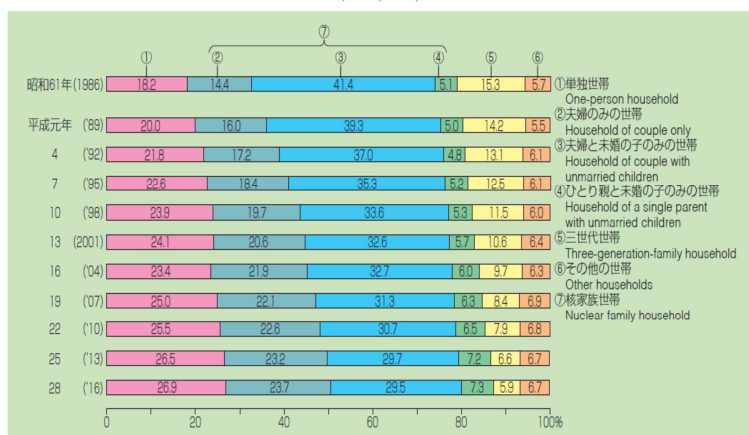
- 本県では、豊かな自然を生かした学習船「うみのこ」によるびわ湖フローティングスクール事業や森林環境学習「やまのこ」事業、農業体験学習「たんぼのこ」事業等、自然体験活動と実践的な環境教育が展開されています。
- また、各教科等において、小・中学校では、環境教育副読本「あおいびわ湖」を、高等学校では、「琵琶湖と自然」を活用し学習を進めるとともに、小・中・高等学校が連携して取り組んだ「しが環境教育リーディング事業」の成果を生かした環境教育の推進が求められます。さらに、将来の社会づくりの主役となる児童生徒が主体的に環境学習や環境保全活動に取り組む力を身に付けることを目指し、エコ・スクールの取組の一層の推進も求められます。
- これまで、優れた文化財、地域の行事、滋賀の先人の教えなど、本県ならではの多彩な文化を子どもの教育に活用してきました。特に、本県は国宝・重要文化財の指定件数が全国第4位（2018年5月1日現在）と、質が高く豊富な文化財が県内に広く分布しており、地域の人々の暮らしや風土、信仰と深く結び付き、大切に守られ引き継がれています。
- 今後も、こうした取組を推進し、自然や地域と共生する力、地域に愛着や誇りを持ち、地域に貢献できる人の育成が求められます。
- また、人口10万人あたりの学生数（大学、短期大学）が全国8位（2017年）となっており、高等教育機関との連携による取組も求められます。

(8) 家庭・地域との連携

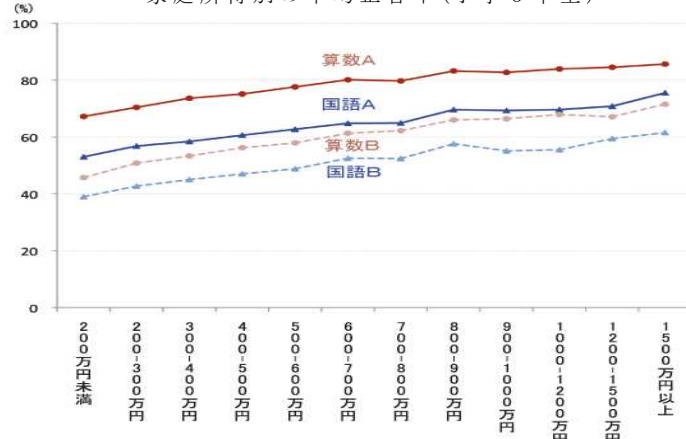
- 成熟社会や人口減少社会という新しい時代への対応に直面している状況のもと、三世代世帯が減少するなど、家庭や家族の状況も変容し、多様化しています。家庭教育はすべての教育の出発点であることを踏まえ、子どもの社会性や自立心などの育ちをめぐる課題に社会全体で向き合い、親子の育ちを支えていくことが重要です。
- 全国学力・学習状況調査の結果を分析したデータの中には、家庭の経済状況と子どもの学力に相関関係があると示すものも存在します。教育と福祉が連携した家庭への支援も求められています。

世帯構造別にみた世帯数の構成割合の年次推移

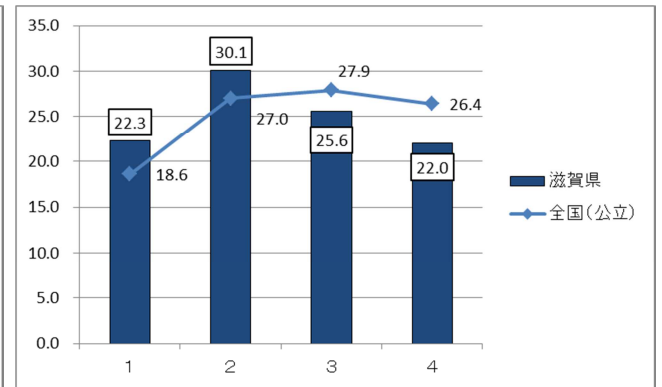
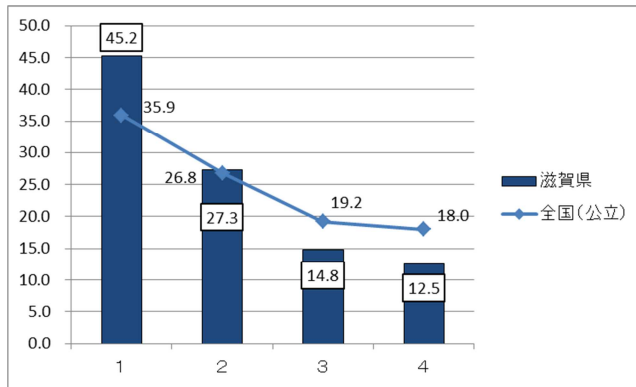
Trends in percent distribution of households by structure of household, 1986, 1989, 1992, 1995, 1998, 2001, 2004, 2007, 2010, 2013, 2016



家庭所得別の平均正答率(小学6年生)



- 平成30年度「全国学力・学習状況調査」の結果によると、本県では、「今住んでいる地域の行事に参加していますか」という質問について肯定的に答えた小・中学生の割合が全国平均と比較して高く、児童生徒と地域社会との比較的良好なつながりがあることがうかがえます。
- こうした本県の特徴を生かし、地域社会との様々な関わりを通じて、子どもたちが安心して活動できる居場所づくりを進め、これからの時代に必要な力や、地域への愛着や誇りをもつ子どもたちを育成することができるよう社会全体で子どもの育ちを支える仕組みづくりが求められます。
- また、地域による学校の「支援」から地域と学校のパートナーシップに基づく「連携・協働」活動への移行が求められている中、両者のコーディネート機能を高めることが大切です。さらに、学校と地域の人々が目標、活動方針や取組内容を共有し、「地域とともにある学校づくり」を目指す「コミュニティ・スクール*」の導入が求められます。



1：当てはまる 2：どちらかといえば、当てはまる
3：どちらかといえば、当てはまらない 4：当てはまらない

平成30年度全国学力・学習状況調査 児童質問紙

地域学校協働本部*等の実施状況

H30見込 3/22 現在		地域学校 協働本部	コミュニティ ・スクール	地域未来塾	放課後 子ども教室	土曜日の 教育支援	市町単独 類似事業	学校・地域 連携・協働活動
	実施校数	145	113	15	28	40	59	293
	全学校数	316						
	全体に占める 実施校の割合	45.9%	35.8%	4.7%	8.9%	12.7%	18.7%	92.7%

(9) 魅力と活力ある学校づくり

- 小・中学校においては、児童生徒に応じたきめ細かな指導を組織的に行うとともに、学校や地域の実態を踏まえ、地域の人材や自然、歴史・文化を生かした特色ある教育活動を進める必要があります。
- 県立高等学校においては、生徒自らが興味・関心や進路希望等に応じて学習し、学校生活を通して自己実現ができるよう、魅力と活力ある学校づくりを進める必要があります。
- 特別支援学校においては、児童生徒の増加への対応とともに、障害のある子ども一人ひとりの自立と社会参加を目指す学校づくりが求められています。

(10) 教職員の教育力

- 「滋賀県公立学校教員人材育成基本方針」（2014 年 3 月策定）や「滋賀県教員のキャリアステージにおける人材育成指標」（2017 年 11 月策定）に基づく教職員の育成を行う必要があります。

※ 滋賀県が目指す教員像

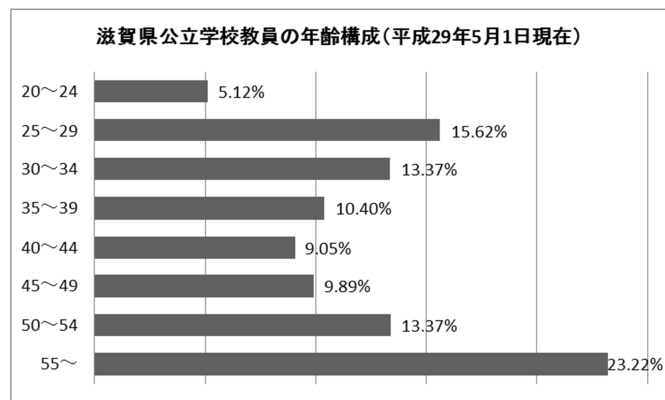
(「滋賀県公立学校教員人材育成基本方針」)

- 1 教育者としての使命感と責任感、教育的愛情を持っている人
 - ・教職に対する情熱と誇りを持つ
 - ・教職生活を通して自主的に学び続ける
 - ・温かいまなざしで子どもたちの成長を見守る
- 2 柔軟性と創造性を備え、専門的指導力を持っている人
 - ・高度な専門的知識と確固たる教育理念を持つ
 - ・授業力、生徒指導力、学級経営力等の実践力を持つ
 - ・思考力・判断力・表現力の育成等、新たな学びが展開できる
- 3 明朗で、豊かな人間性と社会性を持っている人
 - ・社会の一員として尊敬され信頼される
 - ・コミュニケーション力を有し、良好な人間関係を構築できる
 - ・学校組織の一員として同僚と連携し力を発揮できる

- 複雑、多様化する社会の変化に合わせ、子どもが自らの個性と能力を伸ばし、その可能性を最大限発揮できるよう、教員には一方的に教え込むのではなく、子どもの力を引き出し、学習意欲や主体的な学びを導く力が求められています。
- 子どもに基礎的・基本的な知識・技能を習得させ、課題を解決していくために必要な思考力・判断力・表現力を育成するといった教育の専門家としての確かな力量が必要であると同時に、教育者としてふさわしい人間性や人権意識、またコンプライアンス意識も強く求められます。
- 特に、体罰については決して許されるものでなく、教育に対する県民の信頼を著しく損なう背信行為であるとの認識の下に、体罰の未然防止や望ましい指導方法等について引き続き徹底することが求められています。
- さらに、開かれた学校、信頼される学校づくりのため、家庭や地域、関係機関との連携が一層求められている中、コーディネート力や保護者に説明する力など、より多様な能力や資質の向上が必要です。
- 本県の教員の年齢構成は、2017年5月1日現在、50代以上の教員が全体の36.6%を占め、偏りが生じています。今後大量退職・大量採用の時期を迎えることで、中堅層、特に40代の教員が少ない状況であり、若手教員の育成が求められています。
- 効果的な指導が組織的に展開できるよう、互いに支え合い、学び合える職員集団の中で、指導力の向上に努めることが求められ

ます。

- 学校の課題が複雑化・多様化する中で、教員の心身への負担は増加し、健康障害の防止対策が求められています。心身ともに健康な状態で勤務することが
できる職場環境に改善するため、教職員の働き方改革に向けた取組の推進が求められます。
- 有識者等による「働き方改革推進会議」の意見や、滋賀県教職員互助会が設置した現場教職員の代表による「教職員超過勤務縮減プロジェクト協議会」での意見や取組、市町教育委員会との意見交換などを踏まえて県教育委員会における働き方改革取組方針を2018年1月に策定し、さらに同年3月には働き方改革取組計画の策定も行ったことから、これらに基づき学校における働き方改革の目標である子どもたちの「夢と生きる力」を育むための環境整備が必要です。



(11) 学校安全の状況

- 学校では、いじめ問題をはじめとして、不登校、問題行動、中途退学、被虐待児童への対応等、生徒指導上の課題が山積しています。近年は、その原因が複雑化・多様化しており、学校だけでの対応では解決が困難な事例が増加しています。
- いじめ対策については、各学校とも組織体制の充実により、早期発見・早期対応ができるようになってきました。
- いじめ対策をはじめ、児童生徒の生徒指導上の諸課題への対応にあっては、教職員の子どもと向き合う時間を確保すること、一部の教職員だけで抱え込まず外部専門家を含めて学校全体で組織的な対応をすること、また、子どものSOSを読み取る教職員の感性や力量を高め、学校において積み上げてきた教育力を基盤に対策に取り組んでいくことが重要です。
- さらに、子どもの抱える課題の多様性等を考慮すると、子育ての基盤である家庭や地域と一体となり関係機関と連携しながら、子どもを見守る体制づくりを進めていくことが重要です。
- これまで、耐震改修工事を着実に実施し、「安全・安心な学校づ

くり」を進めるとともに、災害に強い地域基盤づくりを進めてきました。

また、学校施設の非構造部材の耐震対策として、天井等落下防止対策の取組を進め、屋内運動場等については 2015 年度末までに完了することができました。

○高等学校の状況

- ・ 2017 年度末時点で全ての県立高校で耐震化を完了
(新耐震基準で建築：9 校、旧耐震基準建物を耐震化：38 校)

○特別支援学校の状況

- ・ 全 15 校 全て完了
(新耐震基準で建築：4 校、旧耐震基準建物を耐震化：11 校)

3 生涯学習の現状を踏まえた課題

(1) 生涯学習

- 医療体制の充実、医学の進歩、生活水準の向上等により、平均寿命は著しく伸長し、人生100年時代の到来が予測されています。働きながら、また引退後に、ボランティア等により、地域や社会の課題解決のために活動することなどがより一般的になると考えられます。
- 人生100年時代をより豊かに生きるため、生涯にわたって自ら学習し、自己の能力を高め、働くことや、地域や社会の課題解決のための活動につなげていくことの必要性が一層高まっています。
- また、人生100年時代においては、これまでのような、高校・大学まで教育を受け、新卒で会社に入り、定年で引退して現役を終え、老後の暮らしを送る、という単線型の人生を全員が一斉に送るのではなく、個人が人生を再設計し、一人ひとりのライフスタイルに応じたキャリア選択を行い、新たなステージで求められる能力・スキルを身に付けることが重要であると言われています。
- 本県では、2016年3月に「滋賀の生涯学習社会づくりに関する基本的な考え方」を策定し、基本目標である「社会の力で市民性を育み、活力ある地域の創生」を目指し、重視する視点として「市民性の育成」「地域創生」「次世代への継承」を各主体が共有して生涯学習を推進しています。
- 2018年2月に実施した県政モニターアンケート「『滋賀の生涯学習社会づくり』について」では、この1年間で何らかの学習活動を行った方の割合が91.4%、今後も学習活動に取り組む必要があると考えている方の割合が89.8%という結果が出ています。このように、生涯学習への関心が高く、取組が盛んな本県の特徴を生かせるよう、生涯学習社会づくりへの一層の取組が求められます。

一方、学びの成果を地域づくりに特に生かしていないという方の割合が31.0%でした。生涯学習が、個人の知識や技術習得にとどまらず、その学びを通じて地域の課題解決に向けて、自ら行動・実践できるよう引き続き推進していく必要があります。
- 図書館は資料や情報の提供などを通じて、自ら学び、考え、行動する県民を支える「知の拠点」です。本県の公共図書館は、各館ごとの様々な取組や相互連携により、県民1人当たりの年間貸出冊数や職員の司書有資格率等で高い水準を維持してきましたが、図書館を取り巻く社会情勢は変化しており、その対応が求められています。

このため、2018年3月に策定した「これからの滋賀県立図書館の在り方」に基づき、県内の図書館が連携・協働し、全ての県民への図書館サービスの充実を図っていく必要があります。

(2) スポーツ・文化の振興

- 本県では、前述のとおり、成人の1週間のスポーツ実施率が全国平均に比べて低いことから、生涯にわたる全ての県民のスポーツ活動の充実等により、県民の心身の健康の保持増進を通じて健康寿命の延伸を図り、豊かで潤いのある県民生活の形成等の実現を目指しています。
- 2024年に第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会の開催が予定されており、こうした全国規模の大会を契機に、多くの県民の生涯にわたるスポーツ参画の拡大を図る好機を迎えています。
- 文化については、琵琶湖をはじめとする豊かな自然と風景や、交通の要衝として人、もの、情報が行き交う歴史を背景に、暮らしや独自の文化の中で育まれてきた滋賀ならではの「美」があります。
- しかし、人口減少や世代交代により若年層の地域への関心の希薄化が見られ、地域で育まれてきた伝統文化の保存・継承等が課題となりつつあります。

第2期滋賀県教育振興基本計画 成果と課題について

柱1 子どもたちのたくましく生きる力を育む

1 「確かな学力」を育む

子どもに「確かな学力」を身に付けさせるための授業改善を推進します。特に、「全国学力・学習状況調査」の分析結果を踏まえ、授業における言語活動の充実、授業研究会や研修の活性化による教員の教科指導力の向上、放課後等を活用した補充学習などに重点的に取り組み、子どもの学力向上を図ります。

あわせて、子どもが社会の変化等に対応し、新しい時代を切り拓いていけるよう、語学力やコミュニケーション能力を育むとともに、主体性や積極性、チャレンジ精神などを備えたグローバル人材の育成を図ります。

【成果】

小中学生を対象とした「学ぶ力向上滋賀プラン」および高校生を対象とした「学びの変革」推進プロジェクトの推進により、授業研究や研修会の実施校が増加した。これにより、授業の改善が進むとともに教員の指導力が向上した。

学力の基礎となる指標として、小中学生の「国語の授業がよくわかる」割合が上昇したが、目標の指標は達することができなかった。

【課題】

平成29年度「全国学力・学習状況調査」の結果によると、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得が必要であり、日常的な読書活動等をおして、「学ぶ力」の向上を支える「読み解く力」の育成が重要である。

あわせて、根拠を明確にして自分の考えを書くことや学習意欲に課題が見られる。学校の授業改善はもとより、家庭での過ごし方等の生活習慣を見直すなど、主体的に取り組める家庭学習の充実を図る必要がある。

また、これまでに経験したことのない情報技術の急速な進展の中、ICT*の利活用によって、児童生徒の学習にどのような学びを導入できるのかについて、その有効性を明確にしながら研究を進めていくことや新しい時代を切り拓く人材の育成が求められる。

2 「豊かな心」を育む

子どもに社会性や人を思いやる心を育むとともに、人と人との絆を深める

豊かな人間関係の育成を図ります。あわせて、互いの人権を尊重する心や態度の育成を図ります。

【成果】

道徳教材「近江の心」小学校版および中学校版を作成し、先人の教えを受け継ぐことで、ふるさと滋賀を誇りに思い地域社会に貢献できる心を育んでいる。

互いの人権を尊重する心や態度の基盤となる自尊感情*の育成を図るため、校種間の連携・協働した取組を進めたことにより、全国学力・学習状況調査において「自分にはよいところがある」と回答している児童生徒の割合が増加傾向にある。

【課題】

引き続き、自尊感情*を高める取組を進めるとともに、困難な状況にある子どもの自己実現を図るため、教育機関および福祉、医療等の専門機関が連携し、課題や背景を共有しながらチームとして支援できるしくみを地域の実情に応じて構築する必要がある。

3 「健やかな身体」を育む

心身の健全な発達を促すため、学校体育の充実を図り、生涯にわたって運動やスポーツに親しむ資質や能力を育てます。また、体力の向上と健康の保持増進の基礎となる力を培います。

さらに、健全な心身を育む食育の推進と子どもの生活習慣の向上を図ります。

【成果】

すべての小学校で「健やかタイム*」（体力向上策）に取り組んだり、体育の指導を苦手とする小学校教員を対象に体力向上に視点を置いた授業研修会を行い、指導力の向上に努めてきた。

これらの取組により、小学校5年生の体力合計点は、2017年度において男女ともに2014年度からの4年間で最高値を示した。

指導教材として、「げんきな湖っ子みんなで食育3」や「食に関する指導教材DVD」を作成し、学校での食育の推進や保健教育の充実を図ることができた。

また、栄養教諭や食育担当者を対象に、研修会を行い、学校教育活動全体で

取り組まれている食育の取組等の実践発表から学ぶことで、学校や家庭・地域が連携した食育の推進を努めてきた。

【課題】

児童生徒の運動習慣の確立に向け、各小学校の体力向上プログラムを充実させるとともに、幼少期から体を動かす遊びが好きになるよう、教員の資質向上・指導力強化を図る必要がある。

近年、学校の担う役割が拡大し続け、教職員の負担が増加している中での部活動の適正化および合理的かつ効率的・効果的な指導方法を普及する必要がある。

児童生徒の運動習慣の確立に向け、各小学校の体力向上プログラムを充実させるとともに、幼少期から体を動かす遊びが好きになり、特に運動やスポーツを苦手とする児童生徒が生涯にわたって運動に親しんでいけるよう、教員の資質向上・指導力強化を図る必要がある。

また、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（スポーツ庁）に基づき、運動部顧問が競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングを積極的に導入し、合理的かつ効率的・効果的な指導ができるよう、研修等により資質の向上を図る必要がある。

朝食の欠食率が減少傾向にあるものの、滋賀県食育推進計画（第3次）に定められた目標値に達していないため、児童生徒の自己管理能力や望ましい食習慣、生活習慣の習得に向け取り組む必要がある。

児童生徒の食習慣、生活習慣の改善・向上を図るため、「ぐっすり睡眠、しっかり朝食」を意識した取組を、引き続き家庭や地域と連携、協力して進める必要がある。

4 「滋賀の自然や地域と共生する力」を育む

滋賀が持つ豊かな地域資源を活用した特色ある教育を推進するとともに、自然体験活動を取り入れた実践的な環境教育を推進し、「滋賀の自然や地域と共生する力」を育みます。

【成果】

「湖の子」「やまのこ」「たんぼのこ」など、琵琶湖をはじめとした豊かな自然を活用した滋賀ならではの体験事業をより効果的に進められるよう、学習プログラムの開発に努めたことより、主体的に学習に参加する姿が多くみられ、自然環境への関心が深まった。また、「文化財かるた*」等の滋賀なら

ではの伝統・文化を生かした取組により、郷土への愛着・誇りを育む教育を行った。

【課題】

学校での学習が一過性で終わるのではなく、一層、事前事後学習を含めた探求的な学習としていく必要がある。

この滋賀ならではの取組をSDGs*の視点から地域環境を生かした環境学習に結び付けていく必要がある。

5 共生社会に向けた多様なニーズに対応する教育の推進

障害のある子どもや外国人などに対して適切な指導と必要な支援を行い、共生社会に向けた多様なニーズに対応する教育の推進を図ります。

【成果】

「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン（実施プラン）」を策定することで、今後の取組の方向性と具体的計画を明らかにすることができた。

特別支援教育にかかる専門家の指導助言により教員の専門性の向上を図り、個別の指導計画・教育支援計画の作成率が向上するとともに、特別支援教育支援員の配置により、障害のある生徒の学校生活の充実を図ることができた。

また、高等学校入学者選抜での配慮を行う対象を拡大するとともに、日本語指導が必要な外国人児童生徒への幅広い学習支援等を実施した。

【課題】

インクルーシブ教育システム*の構築に向けた取組を進め、特別な教育的支援を必要とする児童生徒に応じた教育環境の充実と、学びの場を柔軟に選択できることを実現する必要がある。このため、共に学ぶための仕組みづくりや、多様な学びの場の整備について研究を進める必要がある。

外国人児童生徒数が年々増加していく中で、学習支援だけでなく、保護者を含めた幅広い支援をどのように構築していくかの検討を進める必要がある。

6 多様な進路・就労の実現に向けた教育の推進

子どもの社会的・職業的自立を目指し、就業体験の活用など、発達段階に応じた系統的なキャリア教育を推進します。また、個々の児童生徒の障害に応じた就労機会の拡大を図り、企業就労を推進するなど、個々のニーズに応

じた職業的自立と社会参加を推進します。

【成果】

中学校では、中学生チャレンジウィーク*の取組が地域や事業所等も含め、広く認知された。

高等学校では、キャリア教育*におけるカリキュラムを作成するとともに、インターンシップ*などの実施により、社会人・職業人としての必要な資質・能力の育成を図ったところであり、インターンシップ*を実施する高等学校、インターンシップ*に取り組む生徒の割合も増えてきているところである。

また、特別支援学校においても生徒の就労意欲の向上に努め、高等部卒業生の就労率が向上した。

【課題】

保・幼・小・中・高をつなぐ系統的なキャリア教育*をより一層充実させる必要がある。

高等学校では、普通科や総合学科でのインターンシップ*などの体験活動をより一層進めるとともに、職業学科において滋賀の企業の魅力を理解する取組を進め、より専門性を深めるインターンシップ*を実施することが必要である。

また、特別支援学校においては、就労への意欲を高めるとともに、「就職実現率」の向上を目指し、高等養護学校の職業学科のカリキュラムの充実に努めるとともに、これからの職業教育のあり方、社会的自立を目指した教育のあり方について検討する必要がある。

柱2 子どもの育ちを支える環境をつくる

1 魅力と活力ある学校をつくる

特色ある学校づくりを進めるとともに、県立高等学校再編計画を着実に推進するなど魅力と活力ある学校づくりを進めます。また、少人数学級編制の実施などにより、教員が子どもと向き合う時間を確保し、きめ細やかな指導を推進します。

あわせて、学校運営の改善に取り組み信頼される学校づくりを進めるとともに、大学等との連携により高等学校教育の活性化等を図ります。

【成果】

小規模校に対する特色ある学校づくり支援事業により、多様な見方や考え方を深めながら学習を進めることができた。

県立高等学校再編計画に基づき、学校統合、学科改編などを実施し、多様な学びの提供、特色ある教育活動等による学校づくりを進めた。

各学校において児童生徒一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズに対応したきめ細かな指導を進められた。

県内大学や京都大学との連携による講座や高校生研究発表により、参加した生徒の学習意欲向上に寄与した。

【課題】

学校の特色が最大限に出せるよう「総合的な学習の時間」を活用しながら教育課程を編成していく必要がある。

県内の各学校での授業改善および評価研究の取組をさらに進めていく必要がある。

社会状況の変化や生徒のニーズ等を踏まえ、学校の強みや地域性等を活かした一層の特色化の必要がある。

障害のある児童生徒の様々な教育ニーズに対応するとともに、一人ひとりの持てる力を最大限に高めることができる学校づくりを進める必要がある。

学校と地域の連携・協働体制づくりにおいて、市町による温度差があるため、さらに体制構築に向けた市町への支援が必要であり、また、地域による学校への支援から双方向の取組である協働へと活動内容を充実させることが必要である。

学校と地域の連携・協働体制づくりにおいて、地域学校協働活動推進員*の取組を促していく必要がある。

2 教職員の教育力を高める

子どもの力を引き出し伸ばす実践力の向上を図るため、職務や経験の程度に応じた効果的な研修を進めます。また、優秀で意欲のある人材の確保と適切な人事管理を推進します。

あわせて、教職員の健康管理や、負担軽減対策等に取り組み、働きやすい職場づくりを推進します。

【成果】

教職員の資質・能力の向上を目指すため、総合教育センターのOJT等を取り入れた指定研修や希望研修、また人権教育における職階別研修等を実施することにより、教職員の人権意識や指導力の向上に資することができた。

また、教員を希望する大学生等を対象とした「滋賀の教師塾*」は2017年度に11期生を迎え、卒塾生は中堅教員として活躍している。

教職員が誇りや情熱を持ち続け、学習指導や生徒指導に集中できる環境を整備するため、2018年1月に「学校における働き方改革取組方針」を策定し、学校業務の見直し・効率化や専門性を持った多様な人材の活用を推進している。

【課題】

高等教育機関とも連携して研修内容の充実を図るとともに、「滋賀の教師塾*」についても教育現場につながる、より実践的な内容とする必要がある。

「学校における働き方改革取組方針」に基づく取組計画により、環境の整備を進める必要がある。

3 安全・安心な学校・地域をつくる

いじめや不登校等にきめ細かな対応ができるよう、相談体制の充実や、地域・関係機関との連携を進めるとともに、児童会や生徒会の活動を通じて、子ども自身がいじめを許さない学校づくりを進めます。

また、子どもが事件や事故の被害に遭わないよう、学校安全体制の整備を推進するとともに、防災・防犯対策や防災教育を進めるなど、子どもが安全に安心して学校生活を送れる環境づくりを推進します。

【成果】

いじめや不登校等への対策として外部専門家や関係機関等との連携や組織体制の充実を進めることにより、きめ細かな対応ができるようになった。さ

らに子どもたちの絆づくりの取組も進んだ。

また、すべての学校で危機管理に関する職員研修を行うとともに、実践的な避難訓練等により防災教育を行った。

県立学校の耐震改修は 2017 年度に全て完了した。

【課題】

スクールガード*の高齢化が進んでいることから、市町教育委員会と連携して見守り体制の在り方を検討する必要がある。

また、新学習指導要領への移行に伴い、防災教育をはじめとする安全教育のカリキュラム・マネジメント*の実施が必要である。

4 子育て環境支援の充実を図る

子育て、家庭教育を支える環境づくりに向けて、家庭教育の担い手である親の学びを応援する取組を推進します。

あわせて、家庭教育を各家庭だけに任せるのではなく、社会全体で家庭教育を支えるため、企業・事業所等と連携した家庭教育支援活動*を推進します。

【成果】

保育が必要な家庭を支援するため、市町の保育所等整備の支援により定員の増加を図ることで子育て環境を整備するとともに、県および市町の虐待相談体制の強化を図り、子どもが心身ともに健やかに育つ環境づくりに努めた。

「家庭教育学習資料」を活用し、「語り合いを通した親育ち」講座の開催など、親としての学びを深める機会を積極的に提供した。

また、企業・事業所における家庭教育支援活動*を推進する協力企業が増加し、各社において、ワーク・ライフ・バランスの理念を踏まえた様々な取組が展開されるようになった。

【課題】

保育所や放課後児童クラブ等の待機児童解消を目指し、引き続き、就学前児童等の教育・保育の確保を図っていく必要がある。

また、子育てについて、身近に相談できる人がいないなど、地域におけるつながりが希薄化する中、家庭教育について地域の支えが一層重要となっている。このため、さらに広く P T A や企業内における学習機会の充実を図るとともに、市町における家庭教育支援体制づくりに取り組む必要がある。

5 社会全体で子どもを育てる環境をつくる

地域の力を学校に生かす仕組みづくりを進めるとともに、滋賀が目指す教育を広く発信することで、学校、家庭、地域が一体となり、社会全体で子どもを育てる環境を整えます。

また、教育力を次世代へと伝えていくため、教育にかかる知見や実践の伝承に取り組みます。

【成果】

地域とともにある学校づくりにおいて、地域学校協働本部*（学校支援地域本部）など学校と地域が組織的に連携・協働する体制づくりを進めた。また、コミュニティ・スクール*導入の有効性が一定程度、浸透してきた。〔2014年度：13.0%→2018年度見込み：31.0%（全国平均 16.7%）〕

【課題】

学校と地域の連携・協働体制づくりにおいて、市町による温度差があるため、体制構築に向けた支援が必要である。また、地域による学校への支援から双方向の取組である協働へと活動内容を充実させることが求められる。

さらに、平成 29 年 3 月の法改正による努力義務化を踏まえ、コミュニティ・スクール*の導入が全国的に加速する中、今後、研修の機会やCSアドバイザー*の派遣等による取組の充実が望まれる。

柱3 すべての人が共に育ち、社会を創る生涯学習を振興する

1 社会的課題に対応した学習の推進

環境学習や体系的な自然体験学習を充実させ、環境に配慮した社会づくりに向けた取組を推進します。また、人権に対する理解を広げ、すべての人にとってより住みやすい共生の社会づくりを進めるなど、社会的課題に対応した学習を推進します。

【成果】

持続可能な社会づくりに向けた環境学習や共生社会実現のための人権研修会、県民の安全・安心のための消費者教育、交通安全教育等を実施し、各種社会的課題に対応した学習の場を提供した。

【課題】

引き続き関係機関と連携して、学習教材や啓発資料の充実やニーズに応じた学びの場の提供について充実していくとともに受講者が主体的に行動できる意識を高める必要がある。

2 健康づくりと生涯スポーツの振興

誰もが親しめるスポーツ活動の充実を図るとともに、県民が気軽にスポーツを楽しむことができる環境の整備・充実を図ります。

また、2024年の国体開催も見据え、次世代を担う子どもや女性の競技力の向上に向けた取組を推進します。

【成果】

スポーツ機会の充実、総合型地域スポーツクラブの育成、障害者スポーツ普及事業等に取り組み、「滋賀県民総スポーツの祭典」、「滋賀県障害者スポーツ大会」への参加者は増加傾向にある。

また、県立スポーツ施設の整備、適切な維持管理に取り組み、良好なスポーツ環境の提供に努めた。

【課題】

東京オリンピック・パラリンピックや滋賀県での国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催などを契機として、スポーツ活動への参加機会の拡大を進める必要がある。

また、県立スポーツ施設の計画的な整備、維持管理を引き続き進める必

要がある。

3 魅力ある文化の振興と歴史文化に親しむ機会の充実

文化芸術に親しむ機会の充実や、次代の文化芸術の担い手の育成を進めます。また、伝統や文化を大切にし、文化財を守り伝える意識を育て、地域の人々とともに保存と活用に取り組むとともに、文化財の持つ歴史的価値やその重要性、魅力を発信します。

【成果】

各種事業（首都圏での「ここ滋賀」関連施設を活用した文化財講座、県内での文化財講座や現地探訪事業、「滋賀の美と祭りの心を伝える人づくり事業」等）を実施することにより、本県の魅力を県内外に発信し、また、地域や伝統文化を大切にする意識の醸成を図るとともに、地域で文化財の保存・継承と活用を推進するリーダーとなる人づくりを進めた。また、「つちっこプログラム」等の滋賀ならではの伝統・文化を生かした取組により、郷土への愛着・誇りを育む教育を行った。

【課題】

文化財の理解者の裾野を広げ、これからの担い手を確保し、より多くの人々の手で文化財を守る仕組みをつくる必要がある。

4 生涯学習の場の充実

県民の学びの欲求に応えることができるよう、社会教育体制等の整備を推進するとともに、生涯学習を支援するため、学習情報提供・学習相談の充実等を進めます。

あわせて、読書環境の充実や読書活動の推進を図るとともに、子どもが読書習慣を身に付けられるよう、子ども読書活動を推進します。

また、県民が学びの成果を社会に生かす仕組みづくりを進めます。

【成果】

地域づくり型生涯カレッジ推進事業により市町の取組を支援し、また、「に おねっと*」において多数の講座情報を提供することにより、学びの場づくりの支援を行い、着実に生涯学習の取組が広がっている。

図書館では、幅広い分野の専門書等の学術資料や、図書を読むことが困難な方に向けた録音資料等を計画的に整備するなど、利用者への資料の着実な

提供と市町立図書館への支援を通じた図書館サービスの充実に努めた。

【課題】

人生 100 年時代を迎えるにあたり、人々がより豊かに生きられるよう、生涯にわたって自ら学習し、自己の能力を高め、その学びを生かして地域や社会の課題解決のための活動につなげていく取組を一層広めていく必要がある。

図書館においては、県民の生涯を通じた主体的な学びを支えるため、県立図書館と市町立図書館が連携・協働して、図書館サービスの充実に努めていく必要がある。

○ 用語解説

あ行

インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的および身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が、共に学ぶ仕組みのこと。

インターンシップ

生徒が在学中に企業などにおいて自らの学習内容や将来の進路などに関連した就業体験を行うこと。

インターンシップを通して、働くこと、生きることの尊さを実感し、勤労観や職業観を養うとともに、視野を広げ自らの適性を考える機会や、進路を積極的に考える契機となる。また、学びへの興味・関心が高まり、学びが将来との関連性をもったものになる。キャリア教育を進めるうえで、有効な体験となる。

エディブル・スクールヤード

学校において、食物をともに育て、ともに調理し、ともに食べるという体験を通して命のつながりを学び、人間としての成長を促す教育のこと。

か行

学校運営協議会制度

地域住民や保護者が一定の権限と責任をもって学校運営に参画する仕組みのこと。教育委員会から任命された委員が、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動について意見を述べたりする。

学校防災委員会

平成 25 年度から各公立学校に設置された校内委員会のこと。学校防災教育コーディネーターが中心となり、校長、学年主任等で構成し、避難訓練や防災教育の計画・評価・改善、学校安全計画や学校防災マニュアルの見直し、教職員研修の計画等を行う。

学校防災教育アドバイザー

学校防災教育の推進のために、学校防災委員会に対して指導・助言するサポ

ートメンバーのこと。学校防災マニュアルに基づいた避難訓練に対する指導や防災教育への協力等、専門的な立場から助言を行う。おもに、消防署職員を想定している。

学校防災教育コーディネーター

平成 25 年度から公立学校に位置付けられた校務分掌のこと。防災教育推進の中核となり、学校防災委員会の運営や学校防災教育アドバイザー等の関係機関との連絡調整等を担う。

家庭教育支援活動

家庭教育の主体である保護者に対する支援として行われる、子育ての悩みや不安を抱えた保護者への相談対応や、家庭教育に関する情報提供などの活動のこと。

家庭教育支援チーム

学校や地域、教育委員会などの行政機関や福祉機関と連携しながら、子育てや家庭教育をサポートする組織であり、身近な地域で、子育てや家庭教育に関する相談に乗ったり、親子で参加する様々な取組や講座などの学習機会、地域の情報などを提供する。

カリキュラム・マネジメント

子どもたちの姿や地域の実情等を踏まえて各学校が設定する学校教育目標を実現するために、教科等の学習内容や様々な活動を選択・配列して計画し、それを実施・評価・改善していくこと。教科等の枠を超えて関連の高い内容や活動を工夫して配列したり、様々な人材等を活用して学習を充実したりすることが求められている。

キャリア教育

「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくことを促す教育」のこと。

本県においては、子どもたちが社会の変化に対応し生き抜く力や、社会の一員として自分の役割を果たしながらよりよく生きる力を身につけ、社会人・職業人として自立していくことができるようにするため、児童生徒一人ひとりに望ましい勤労観、職業観を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力や態度を育てる教育を進めている。

教育・保育施設

認定こども園、保育所、幼稚園のこと。

グローバル化

文化、経済、政治など人間の諸活動、コミュニケーションが国や地域などの地理的境界、枠組みを超えて大規模に行われるようになること。

コミュニティ・スクール

学校運営協議会制度を導入した学校のこと。

さ行

しがしごと応援団

県立特別支援学校と連携して職業的自立と社会参加をめざした職業教育の取組に積極的に参加し、「はたらきたい」という意欲ある生徒を応援していただく企業の登録制度のこと。

しがしごと検定

県立特別支援学校高等部生徒の就労への意欲や興味・関心を高め、就労に必要な基礎的な態度や技能を身に着けるために行う技能検定制度のことをいい、検定種目は、「運搬陳列、商品加工、接客、清掃メンテナンス、事務補助」がある。

滋賀の教師塾

滋賀において、高い「志」と「実践力」を持つ教職志望者を育成することを理念として、主に大学3年生を対象に、教師としての資質や実践的指導力を高めるために行う講座や実地体験のこと。

自己有用感

人の役に立った、人から感謝された、人から認められたなど、自分と他者（集団や社会）との関係を自他ともに肯定的に受け入れられることで生まれる、自己に対する肯定的な評価。相手の存在なしには生まれてこない点で、「自尊感情」や「自己肯定感」とは異なる。

自尊感情

「生まれてきてよかった」「できることがある」「必要とされている」等、自分自身を肯定的に捉える感情のこと。物事に積極的に取り組んだり、他者を大切にしたりする行動の基盤となると考えられる。

指導主事

教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する者のこと。

スクールガード

児童生徒の登下校を見守る学校安全ボランティアのこと。各小学校に登録されている。文部科学省の地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業の要項によって初めて定義された。

スクールカウンセラー

児童生徒の悩みや不安を受け止めて相談に当たるほか、保護者、教職員に対する支援・相談・情報提供などを行う臨床心理士、学校心理士等のこと。

スクールソーシャルワーカー

社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行う社会福祉士、精神保健福祉士等のこと。

健やかタイム

2014 年度から各小学校で取り組む体力向上策の総称。体を使った運動遊びを習慣化し、1 日の運動時間が増えていくことを目的とする、学校の実情に応じた取組のこと。平成 28 年度より全小学校で取り組んでいる。

た行

地域型保育事業

保育所（原則 20 人以上）より少人数の単位で、0～2 歳の子どもを保育する事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）のこと

地域学校協働活動

地域と学校が連携・協働し、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりをめざして、幅広い層の地域住民や企業、

団体等の参画により行う様々な活動のこと。

地域学校協働活動推進員

社会教育法に位置づけられた、地域学校協働本部において地域と学校をつなぐコーディネーターとしての役割を果たす者。

地域学校協働本部

幅広い地域住民等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制のこと。地域と学校が連携・協働する仕組みづくりを促進し、地域が学校や子どもたちを支援するだけでなく、地域住民の生涯学習・自己実現に資するとともに、活動を通じて地域のつながり・絆を強化し、地域の活性化を図ることを目的とする。

チャレンジランキング

小学校で取り組む運動習慣の確立を目指した体力向上策で、県が指定した種目（リレーやなわとび）にエントリーし、その記録をランキング形式で競い合う取組のこと。各学年上位6位までを表彰し、その結果をホームページで公開している。

中学生チャレンジウィーク

県内全ての公立中学2年生に対して実施している職場体験週間のこと。

超スマート社会 ソサエティ (Society 5.0)

狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く、人類史上5番目の新しい社会のこと。

道徳教育推進教師

各学校において、道徳教育の推進を主に担当する教師のこと。

な行

におねっと

滋賀県学習情報提供システムの通称で、県民の主体的な生涯学習を支援するためのポータルサイトのこと。団体、企業、大学、市町、県等が実施する講座や教室など学習情報を一元化し、県民への情報提供を行うほか、県が保有する

視聴覚教材の貸出予約や学習相談の受付もできる。

は行

ビブリオバトル

自分の好きな本を持ち寄り、その魅力を紹介し、聞き手が最も読みたい本を選ぶゲーム形式の書評合戦のこと。発表者だけでなく聞き手も含めて、読書に関する興味・関心を高める効果が期待できる。ビブリオバトル普及委員会により公式ルールが定められている。

ファシリテーション

人々の活動が容易にできるよう支援し、うまくことが運ぶようにかじ取りをすること。

「副次的な学籍」制度

ノーマライゼーションの理念に基づく教育を推進する観点から、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ機会の拡大を図るとともに、障害のある児童生徒に対するより適切な教育的支援を行うため、個別の教育支援計画および個別の指導計画に基づき、必要な支援を在籍する学校または学級以外でも行うことができるようにするための仕組みのこと。

文化財かるた

滋賀県の文化財を題材にして、「読み句」と「絵札」を広く県民から応募し、作製したかるたのこと。

ら行

ラインケア

職場におけるメンタルヘルス対策の一つとして、組織における管理監督者である上司が、部下に対して、個別の指導・相談や、働きやすい職場づくりに取り組むことにより、部下の不調の早期発見・対応に努めること。

レファレンスサービス

利用者の求めに応じて、図書館職員が調査・研究に必要な本の紹介や資料の検索・提供の手助けなどを行うこと。

レファレンス能力

レファレンスサービスを行うために必要な、利用者の要求を的確に引き出し、それに基づいて適切な本や資料、情報を探し出して、利用者の満足する形で提供する力。コミュニケーション能力と、様々な資料に関する知識が基本となる。

アルファベット

シーエス

CSアドバイザー

コミュニティ・スクールの導入に関して市町教育委員会や県立学校からの要請に応じて訪問し、助言を行う者のこと。県内全域において市町と県立学校との関係の構築や情報の共有を推進するなど、コミュニティ・スクールの導入促進や取組の充実に資することを目的としている。

アイシーティー

ICT

Information and Communication Technology の略で、コンピュータや情報通信ネットワーク（インターネット等）などの情報通信技術を表す言葉のこと。

アイオーティー

I o T

Internet of Things の略で、物がインターネットによりつながること。

エスディージーズ

SDGs

2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標であり、持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。